

平成21年度

新エネルギー等事業者支援対策事業

公募要領

(三次公募)

平成22年2月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会



## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

# 目次

<b>1. 事業概要</b>	<b>1</b>
1. 1 事業の背景	1
1. 2 事業の目的	1
1. 3 補助対象事業	1
1. 4 補助対象事業者	1
1. 5 補助対象となる事業スキーム	2
1. 6 補助対象経費	3
1. 7 補助率	5
1. 8 事業期間	6
1. 9 交付要件	7
1. 10 規模要件	9
1. 11 特記事項	14
<b>2. 事業スキーム</b>	<b>17</b>
<b>3. 予算</b>	<b>17</b>
<b>4. 実施方法</b>	<b>18</b>
4. 1 事業の公募について	18
4. 2 交付の申請について	18
4. 3 交付の決定について	19
4. 4 補助事業の開始について	19
4. 5 補助事業の計画変更について	20
4. 6 補助事業の完了について	20
4. 7 実績報告及び額の確定について	20
4. 8 補助金の支払いについて	20
4. 9 取得財産の管理等について	21
4. 10 結果の公表について	21
4. 11 利用状況等の報告について	21
4. 12 罰則・加算金等について	23
4. 13 アンケート調査について	23
4. 14 個人情報の取り扱いについて	23

<b>5. 審査</b>	<b>24</b>
5. 1 審査方法	24
5. 2 審査項目	24
5. 3 審査対象とならない事例	24
<b>6. スケジュール</b>	<b>25</b>
<b>7. 公募期間及び書類提出先</b>	<b>26</b>
7. 1 公募期間	26
7. 2 書類提出先等	26
7. 3 提出方法及び提出期限	26
7. 4 資料の配付	26
<b>8. 提出書類</b>	<b>27</b>
<b>9. 補助金交付申請書類作成時の注意事項</b>	<b>28</b>
<b>10. 関連資料</b>	<b>100</b>
<b>11. 交付規程</b>	<b>119</b>

## 【提出書類チェックシート】

補助事業の申請書類を提出する際は、以下の要領に従った提出書類の確認を行ってください。

- 本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認してください。
- チェックした資料を各2部（正副各1部）それぞれA4ファイルに綴じ、ページ又はインデックス等により仕切り、番号を振り、本チェックシートにその番号を記入してください（書類にはインデックスシール等を貼らないでください）。
- 本チェックシートも提出書類とともに提出してください（ファイルの先頭に綴じ込むこと）。

様式等番号	提出書類名	チェック	インデックス番号等
—	平成21年度新エネルギー等事業者支援対策事業 申請概要表		
様式第1	補助金交付申請書		
様式第2	実施計画書（注1）		
別紙3	事業経費の配分		
別紙4	補助事業に要する経費及びその調達方法（全体事業に要する経費）		
別紙5	事業実施体制		
別紙6	事業実施予定スケジュール		
別紙7	省エネルギー・環境改善効果（新エネルギーに係るもの）		
消費税	消費税等仕入控除についての届出書		
誓約書	誓約書（RPS法関連）（注2）		
添付資料 （注3）	添付資料1 発電単価（又は熱利用単価）の算定について		
	申請者 定款		
	登記簿（履歴事項全部証明書の原本）		
	財務諸表（直近2カ年分）		
電子データ	申請概要表、申請様式書類の電子データ（CD等）		

注1：新エネルギー等の種類別に様式が異なります。

注2：太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電事業で、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者に売電する場合には必要となります。

注3：上記の他、必要に応じ参考資料等を添付してください。

平成21年度新エネルギー等事業者支援対策事業 申請概要表

新エネルギー等の種類	(導入する新エネルギー等の種類を記載)			
フリガナ	フリガナ	日本標準産業分類 中分類(01~99)	※	
申請者名	(登記簿名を記載)			
事業実施者名	(申請者以外の者が導入事業を実施する場合は、当該者の法人名、本社所在地、設立年、代表者名、主要事業内容、資本金及び売上高、主要株主(%)等を記載)			
設備導入事業内容	事業名	(申請者が計画する事業名を記載。例 ○○○社屋太陽光発電設備設置事業等)		
	規模等	(発電出力、発電効率、年間発電量、熱発生量、エネルギー回収率、省エネ率等導入する設備の規模、性能等について記載)		
	目的・内容	(導入設備の利用方法、利用量(日量、年間)等について記載)		
当年度実施期間	交付決定日	～	平成 年 月 日	
事業計画(実績)	設備導入事業 (円)			
		事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税込)	補助金申請額
	平成 年度			
	平成 年度			
	平成 年度			
	平成 年度			
	合計			
導入場所				
項目	申請者所見			
①先進性	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)			
②波及効果(経済性、設備導入普及計画等)	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)			
③確実性及び合理性	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)			
④その他特筆すべきポイント	(上記の項目の他に、特に優れているポイントが有る場合に記載)			
備考	(規模の要件緩和の中小企業枠、離島枠等で申請する場合、その旨この欄に記載)			

部分に記載をお願いいたします。

※日本標準産業分類中分類： 申請者の該当する業種の番号(01~99)を記入してください。

# 1. 事業概要

## 1. 1 事業の背景

エネルギー需給構造が脆弱な我が国におけるエネルギー安定供給の確保は極めて重要な問題であることに加え、昨今の国際的な二酸化炭素排出抑制対策の必要性の高まりの中で、我が国としても地球環境問題への積極的な対応を図ることが喫緊の課題となっており、これらへの対応として新エネルギー等の抜本的な導入策を講じていくことが求められています。

このため、政府は平成9年6月に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（平成9年法律第37号。以下「法」という。）を施行し、先進的な新エネルギー等の導入事業を行う者（以下「事業者」という。）を積極的に支援することにより、事業者レベルでの新エネルギー等の大幅な導入拡大を促すこととしています。

## 1. 2 事業の目的

新エネルギーの利用等は、技術的には十分実用可能な段階に達しつつありますが、現状では、経済性の面における制約が存在し、まだ十分普及していない状況です。したがって、今後、新エネルギー利用等の加速的な促進について、環境の保全に留意しつつ、我が国として積極的に取り組むことが重要です。

本事業の目的は、このような認識の下、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水力発電、地熱発電及びマイクログリッドについて、その加速的な導入促進を図ることを目的とするものです。

## 1. 3 補助対象事業

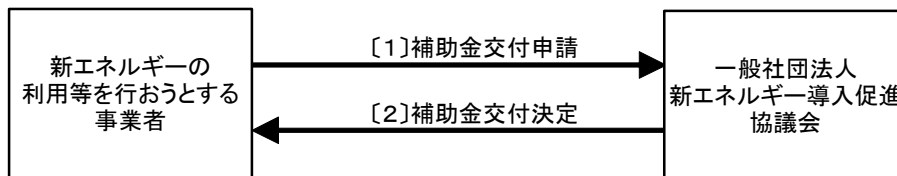
先進的な新エネルギー等利用設備であって、後述する交付要件（1.9）、規模要件（1.10）等を満たす設備を導入する事業が補助の対象となります。

## 1. 4 補助対象事業者

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水力発電、地熱発電及びマイクログリッドに関する新エネルギー利用等の設備導入事業を行う民間事業者等が対象となります。

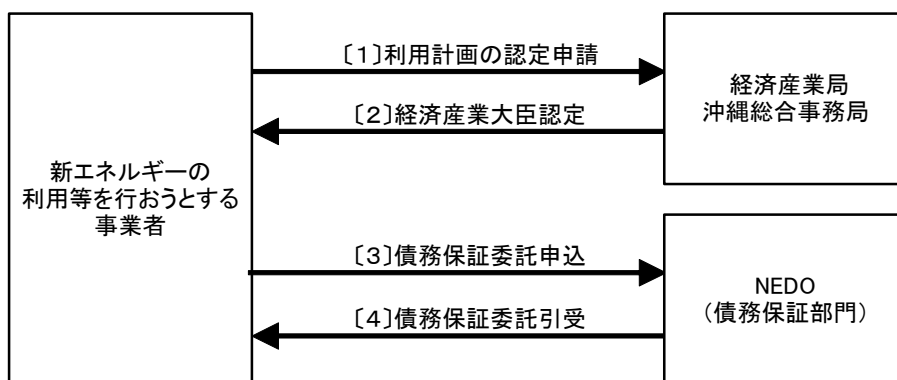
## 1. 5 補助対象となる事業スキーム

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水力発電、地熱発電及びマイクログリッドに係る補助金申請の場合



### (参考) 債務保証制度利用について

事業費の一部に対する補助とあわせ、金融機関からの借入に対する債務保証制度のご利用を希望される場合には、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」第8条に基づく利用計画の認定(経済産業大臣の認定申請手続き)が必要になります。なお経済産業大臣の認定申請手続きについては、事業実施場所に従って各経済産業局・沖縄総合事務局(p103)にお問い合わせ下さい。また、債務保証に関する手続等については、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)(p104)にお問い合わせ下さい。



## 1. 6 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は表1に示すとおりです。

- ・ 中古品の導入については補助対象外となります。
- ・ 増設又はリプレースについては、新設の場合と同様補助対象となります。
- ・ 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象となります。

その他、詳細については一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（以下、「協議会」という。）までお問い合わせ下さい。

表1 補助対象経費の範囲

費目	内容	備考
設計費	<p>新エネルギー等事業者支援対策事業の実施に必要な機械装置の設計費、システム設計費（風力発電のみ耐震設計のボーリング調査など耐震等調査費を含む）。</p> <p>【注記】            設計費：機械装置及びシステムの実施設計            システム設計：器材及び機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創り出す設計作業            実施設計：現寸を伴わない不特定が積算可能な仕様と図面を創り出す設計作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前調査費等は対象外</li> <li>・ 基本設計費は補助対象外とする。</li> </ul>
設備費	<p>新エネルギー等事業者支援対策事業の実施に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む）、据付け、輸送、保管に要する費用。</p> <p>【注記】            設備費：利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器（データ取得専用を使用するものに限る。）については、「これらに附帯する設備」に含まれるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の取得及び賃借料（リース代）は補助対象外とする。</li> </ul>
工事費	<p>新エネルギー等事業者支援対策事業の実施に不可欠な工事に要する経費。</p> <p>【注記】            工事費：風力発電に係る基礎工事及びLNG サテライト供給設備の杭打工事については補助対象とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋については補助対象外（ただし、雪氷熱利用、水力発電の場合は対象とする）</li> <li>・ 既設構築物の撤去費は補助対象外</li> <li>・ 基礎工事については、機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事）は補助対象外とする。</li> <li>・ 植栽及び外構工事は補助対象外</li> </ul>

<p>諸経費</p>	<p>新エネルギー等事業者支援対策事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金（電力、水道、ガス）、管理費（旅費、会議費等））。</p> <p>【注記】  工事負担金：系統連系の際の電力工事負担金については、当該会計年度内に精算が終了しているものについて補助対象とします。  管理費：補助対象に係る設備をメーカーに発注した場合に当該設備の完成検査を実施する必要最小限の担当者（2名程度）の旅費等が対象となります。その他の打合せ旅費等は対象となりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。</li> <li>・ 協議会や業者との打ち合わせのための旅費は対象外</li> <li>・ 振込手数料は対象外</li> <li>・ 通信運搬費、消耗品は対象外</li> </ul>
------------	--	---

補助対象への該当性についての補足（バイオマス関連）

※ 補助対象の該当性については協議会へ確認願います。

1) 黒液を使用する発電・熱利用について

紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し発電・熱利用に利用するケースについては、既に事業化が十分に進んでいることから、補助対象外となります。

2) 薪、木炭の製造設備について

薪、木炭は、伝統的に使用されてきた燃料であること、及び、単純な乾燥、炭化により製造されるものであることから、新規性が認められないため、補助対象外となります。

3) 木材チップ、木材ペレットの製造設備について

木材チップ、木材ペレットの製造設備については、製造技術において新規性が認められないこと、現時点で燃料利用における汎用性の著しい向上も期待できないことから、チップ化、ペレット化等の燃料製造設備は補助対象外となります。

ただし、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備と併せて設置され、発電又は熱利用のための前処理として、バイオマスの裁断、チップ化、ペレット化等の必要がある場合は、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備の前処理設備（専用設備に限る）として補助対象となります。

4) バイオエタノール等を揮発油等に混和する設備（以下「混和设备」という。）について

混和设备はバイオマス燃料製造設備として補助対象となります。バイオマス燃料製造設備を導入する事業者については、付帯設備として以下の設備が補助対象となります。

付帯設備：原料受入・前処理設備、後処理設備、輸送用バイオマス燃料貯蔵設備

なお、設備の補助を希望する事業者に当たっては、当該設備の導入により適正な品質の燃料が製造可能であることを検証する事が必要となります。

## 1. 7 補助率

### (1) 補助率について

補助率は補助対象経費の1/3以内となります。ただし、太陽光発電、風力発電、天然ガスコージェネレーション及びマイクログリッドについては、下記のとおり別途上限等が定められています。

#### a) 太陽光発電

補助対象経費の1/3以内と25万円/kWのいずれか低い額

※計算に使用する「kW」は整数とする。(端数切捨)

#### b) 風力発電

補助対象経費の1/3×0.8以内。ただし、以下のア)、イ)のいずれかを満たす場合は1/3×0.9以内、両方を満たす場合は1/3以内とします。

ア) IEC 61400-1の耐風強度クラスI以外の風車について、以下の基準を全て満たす場合

- ・ 風車本体について、ハブ高さにおける風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度のものとする。
- ・ ヨー制御(パッシブ制御を含む)について、停電の際にも機能を十分確保できるものとする。
- ・ 風向・風速計について、風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度のものとする。

イ) レセプタ及びダウンコンダクタについて、総電荷量600C、比エネルギー20MJ/Ωの雷電流を、ブレードを破損することなく、通電できるものとする。

なお、ダウンコンダクタの温度上昇計算に係る安全率は2倍とする。

1件当たりの年間補助金額の上限額：10億円(ただし相当の理由がある場合には、個別協議により最大15億円を上限とする。また、1件あたりの補助金額の上限額は補助期間の年数(最大4年)×10億円とし、最大40億円とする。)

#### c) 天然ガスコージェネレーション

発電出力3,000kW以上は、補助対象経費の1/3×(3,000kW/一事業における発電出力の合計)以内とします。

1件当たりの年間補助金額の上限額：5億円

#### d) マイクログリッド

MGの値に応じ下記のとおり(MGの算出方法を参照。)

MG ≥ 0.7 . . . . . 補助率 1/3 以内

0.7 > MG ≥ 0.5 . . . . . 補助率 1/3 × 0.95 以内

0.5 > MG . . . . . 補助率 1/3 × 0.90 以内

・ MGの算定式

$$MG = (\alpha \cdot A + \beta \cdot B) / \text{最大需要電力} \quad (\alpha = 2, \beta = 1)$$

A : 太陽光発電、太陽熱(※1)、風力発電の合計出力(※2)

B : バイオマス発電、バイオマス熱利用(※1)、燃料電池、温度差エネルギー、雪氷熱利用(※1)、水力発電、地熱発電の合計出力(※2)

※1 : 熱供給設備の出力について、 $3.6 \text{ MJ/h} = 1 \text{ kW}$

※2 : 出力は定格出力(送電端出力)とする

注1 : 複数年度実施する事業の補助率については、原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。

注2 : 予算執行上、一件当たりの年間の補助金額に上限を設けることがあります。

## (2) 補助金額について

補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。ただし、1件当たりの年間の補助金額の上限額は、原則として10億円とします。(風力発電、天然ガスコージェネレーションを除く)

補助金に消費税分は含まれません。但し、補助事業経費の消費税分を仕入れに伴う消費税として控除できない事業者(消費税非課税事業者等)は、補助金に消費税分を含むことが可能です。補助金に消費税を含んで申請する場合別紙「消費税等仕入控除についての届出書」を提出願います。

昨年度以前に採択された事業について、本年度に支払われる補助金額の上限額は、当該事業が採択された年度における補助金額の上限額を基本とします。

ただし、予算上やむを得ない場合には減額することがあります。

また、事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合には、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

単一年度において同一の敷地内で実施する複数の事業について補助金申請がなされた場合は、それらを合わせて1件とみなします。

## 1. 8 事業期間

補助対象期間は原則平成23年2月28日までとします。

なお、今回の募集は、建設に長期を要しない事業を優先的に採択します。

スケジュールについては、「6. スケジュール (p25 参照)」の通りです。

(注1) 複数年度実施する事業については、年度毎に補助申請を行っていただき、協議会の採択審査を受ける必要があります。

(注2) 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となります。

## 1. 9 交付要件

1. 実施計画書に基づき実施される事業であること。
2. 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
3. 新エネルギー等導入事業の実施によって、他の団体等に対する波及効果（汎用性）が見込まれること。
4. 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。
5. 設備導入後に設備の運営管理が確実にできること。
6. 環境影響に関する調査等の実施及び地元調整を実施し、地元の了解を得ること。

※補助対象事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備も含め事業が確実かつ合理的に行われることについて審査します。その他の審査項目は、p8の表2のとおりです。

表2 確実性・合理性に関する新エネルギー種別毎の基本的な評価項目

エネルギー 審査項目	太陽光発電	太陽熱利用	風力発電 水力発電 地熱発電	温度差 エネルギー	バイオマス 発電	バイオマス 熱利用	バイオマス 燃料製造	雪氷熱 利用	天然ガスコージ ェネレーション 燃料電池
1. エネルギー賦存状況等	—	—	風況 流況 熱水、蒸気	温度差 熱負荷想定	原料調達計画	原料調達計画 熱負荷想定	原料調達計画	原料の確保 熱負荷想定	熱電負荷想定
2. 供給先との調整	系統連系 事前照会	—	電力協議	需要先との 調整	電力協議	需要先との 調整	需要先との 調整	需要先との 調整	系統連系 事前照会
3. 環境に関する調査等	—	—	○	○	○	△	△	—	—
4. 地元調整	△	△	○	○	○	△	△	○	—
5. 用地確保	△	△	○	○	○	△	△	○	○
6. 許認可、法規制	○※	○	○※	○	○※	○	○	○	○
7. 設備の保守計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8. 補助対象範囲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 価格の妥当性	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10. 資金計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11. 費用対効果	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. スケジュール	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ : 必ず評価する項目 (※: R P S法の設備認定評価は対象設備に限る)

△ : 設備条件等により評価する項目

— : 通常は評価対象としない項目

※ マイクログリッドは、表2の該当するエネルギーのとおりです。

## 1. 10 規模要件

次のいずれかの基準を満たすものであるか、またはそれらと同等の効果を有するものであることとします

表3 規模要件

### a) 新エネルギー

1	太陽光発電	<p>1. 通常地域 太陽電池出力：50kW以上又は複数地点を纏めて50kW以上（ただし、1サイト平均10kW以上）          ※中小企業者（注） 太陽電池出力：10kW以上</p> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）          太陽電池出力：10kW以上          （システムの定格出力でkW単位の小数切捨）</p>
2	風力発電	<p>1. 通常地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電出力：1,500kW以上（ただし、単機出力500kW以上）</li> <li>・風況精査              1年間以上の風況観測を実際に実施していること。              観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする。</li> </ul> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電出力：300kW以上</li> <li>・風況精査：通常地域に準じる。</li> </ul>
3	太陽熱利用	<p>1. 有効集熱面積100㎡以上          省エネ率10%以上（空調用途の場合）          ※中小企業者（注） 有効集熱面積20㎡以上          （システムの定格出力で㎡単位の小数切捨）</p>
4	温度差エネルギー	<p>熱供給能力6.28GJ/h(1.5Gcal/h)以上          省エネ率10%以上 又は 総合エネルギー効率80%以上          温度差エネルギー依存率40%以上</p>

5	バイオマス発電	<p>1. 通常地域</p> <p>(1) バイオマス依存率：60%以上</p> <p>(2) 発電効率等</p> <p>① 蒸気タービン方式</p> <p>発電出力1万kW以上：発電効率20%以上</p> <p>発電出力1万kW未満：発電効率10%以上</p> <p>② その他発電方式</p> <p>発電効率：25%以上</p> <p>発電出力：50kW以上</p> <p>※中小企業者（注）</p> <p>上記②その他発電方式 発電出力：10kW以上</p> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>規模要件なし。ただし、バイオマス依存率：60%以上</p>
6	バイオマス熱利用	<p>1. 通常地域</p> <p>(1) バイオマス熱供給設備</p> <p>① バイオマス依存率：60%以上</p> <p>② バイオマスから得られ、利用される熱量：1.26GJ/h (0.3Gcal/h)以上</p> <p>※中小企業者（注）</p> <p>上記②バイオマスから得られ、利用される熱量：0.4GJ/h (0.095Gcal/h)以上</p> <p>(2) バイオマス利用型製造設備</p> <p>① バイオマス依存率：60%以上</p> <p>② 製鉄工程やセメントの製造工程に熱利用を行うものについては、下記の要件とする。</p> <p>熱利用量：</p> <p>高炉 12.56GJ/h (3Gcal/h)以上、</p> <p>セメントキルン 25.12MJ/t (6,000kcal/t)以上</p> <p>(3) バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備</p> <p>ガスエンジン、ガスタービン、蒸気タービン等で熱と電気を利用するシステムであって、以下の要件を満たすもの。</p> <p>① バイオマス依存率：60%以上</p> <p>② 発電出力：50kW以上</p> <p>③ 省エネルギー率：10%以上</p> <p>※中小企業者（注）</p> <p>上記②の発電出力：10kW以上</p>

		<p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域） 規模要件なし。ただし、バイオマス依存率：60%以上</p>
7	バイオマス 燃料製造	<p>1. 通常地域</p> <p>(1)メタン発酵方式</p> <p>①ガス製造量：300Nm<sup>3</sup>/日以上</p> <p>②発熱量：18.84MJ/Nm<sup>3</sup>（4,500kcal/Nm<sup>3</sup>）以上</p> <p>(2)メタン発酵方式以外</p> <p>①バイオマス依存率：60%以上</p> <p>②エネルギー回収率：50%以上</p> <p>③発熱量：固形化 12.56MJ/kg（3,000kcal/kg）以上 液化 16.75MJ/kg（4,000kcal/kg）以上 ガス化 4.19MJ/Nm<sup>3</sup>（1,000kcal/Nm<sup>3</sup>）以上</p> <p>・バイオ燃料製造設備として、バイオエタノール等（バイオエタノール、脂肪酸メチルエステル、バイオETBE）を揮発油等に混和する設備（以下「混和設備」という。）を導入する場合は、上記①～③の要件に代えて適正な品質の燃料製造を確保することが求められる。バイオ燃料製造設備として、バイオマスの変換設備に加えて混和設備を導入する場合は、上記①～③の要件に加えて適正な品質の燃料製造を確保することが求められる。</p> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>(1)メタン発酵方式 規模、効率要件なし</p> <p>(2)メタン発酵方式以外</p> <p>①バイオマス依存率：60%以上</p> <p>②エネルギー回収率：50%以上</p>
8	雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る。
9	水力発電	発電出力：1,000kW以下 （システムの定格出力でkW単位の小數切捨）
10	地熱発電	バイナリーサイクル発電方式に限る。

(注) 中小企業者の定義は、「中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者」による。

b) 革新的なエネルギー高度利用技術

<p>1</p>	<p>天然ガスコージェネレーション</p>	<p>1. 高効率型天然ガスコージェネレーション設備          発電出力 : 10kW以上          単機発電出力 : 3000kW未満          省エネ率 : ①10kW以上500kW未満 10%以上                    ②500kW以上 15%以上          高効率型天然ガスコージェネレーション設備の具体的設備としては、以下のもの若しくは技術面において以下のものと同程度以上の新規性を有しているものをいう。          熱電可変型ガスタービン（単機発電出力：3000kW未満）、リーンバーンガスエンジン、ミラーサイクルガスエンジン、再生サイクルガスタービン</p> <p>2. 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備（地域熱供給、特定電気事業）          設備能力 : 温・冷熱供給量41.86GJ/h(10Gcal/h)以上          単機発電出力 : 3000kW未満          省エネ率 : 5%以上          天然ガスコージェネレーションの排熱依存率40%以上</p> <p>1. 2. 共通          発電効率に係る以下の要件を満たすものを対象とする。ただし、原油換算50kl/年以上のバイオガスを燃料として利用する場合は、以下の要件より3%低い発電効率の設備も補助対象とする。</p> <p>①ガスエンジン          10kW以上100kW未満 :              発電効率30%以上(60Hz)、30%以上(50Hz)          100kW以上300kW未満 :              発電効率33%以上(60Hz)、34%以上(50Hz)          300kW以上500kW未満 :              発電効率37%以上(60Hz)、37%以上(50Hz)          500kW以上1000kW未満 :              発電効率40%以上(60Hz)、40%以上(50Hz)          1000kW以上3000kW未満 :              発電効率41%以上(60Hz)、41%以上(50Hz)</p> <p>②ガスタービン          発電効率23%以上</p>
----------	-----------------------	--

2	燃料電池	発電出力50kW以上 省エネ率10%以上
---	------	-------------------------

### C) マイクログリッド

1	マイクログリッド	<p>1. マイクログリッド設備容量（※1）合計：50kW以上（※2）</p> <p>2. 最大需要電力（※3）に占める再生可能エネルギー発電出力：30%以上</p> <p>3. 最大需要電力に占める自然変動電源（※4）出力：5%以上</p> <p>4. マイクログリッドを構成する個々の発電・熱供給設備の規模要件は特に設けない。</p> <p>※1 マイクログリッド設備容量とは、ネットワーク化された発電設備の合計出力をいい、既設も含む。</p> <p>※2 発電所自体で消費するいわゆる所内電力を除いた供給可能な電力の最大値により算出すること。（ただし、バイオマスの前処理等に必要な電力は所内電力に含めなくてもよい。）</p> <p>※3 電力貯蔵設備による電力については最大需要電力から除外する。</p> <p>※4 自然変動電源とは、太陽光発電または風力発電をいう。</p>
---	----------	---

注1：本基準は、技術水準、導入等の実態により、必要に応じ改訂を行う。

注2：本基準の改訂を行った場合、継続事業については、新規採択時の基準を採用する。

## 1. 1.1 特記事項

表4 特記事項

1	共通	新エネルギー等の設備（システム）の複数導入（一種類を複数又は複数の種類の新エネルギー等を導入する場合）の規模は、各々の設備（システム）の最大容量の合計をいう
2	太陽光発電	太陽電池出力は、J I S等に基づく試験成績表の実測値の合計値とパワーコンディショナーの定格出力値の低い方とする
3	太陽熱利用	OMソーラーシステムについては、 有効集熱面積＝ガラス集熱板面積＋（金属集熱板面積／4）とする
4	太陽熱利用（空調） 温度差エネルギー バイオマス熱利用（コージェネレーション）、 天然ガスコージェネレーション 燃料電池	省エネ率とは、 $(A - B) / A \times 100$ とする A : 従来システム（新エネルギー以外の方法による燃焼エネルギー及び電気エネルギーの合計）の年間1次エネルギー需要量 B : 新エネルギー利用等に伴う年間1次エネルギー需要量 A - B : 省エネルギー量（従来システムと比較した場合のエネルギー使用削減量）
5	温度差エネルギー	1. 温度差エネルギー利用とは、海水、河川水、下水等の水を熱源として、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用する場合を指すもの 2. 総合エネルギー効率とは、 $C / D \times 100$ とする C : 年間熱負荷（供給計画上の年間熱供給量） D : 年間1次エネルギー投入量 3. 温度差エネルギー依存率とは、 $E / F \times 100$ とする E : 温度差エネルギーによる年間エネルギー供給量 F : 年間熱負荷（供給計画上の年間熱供給量）
6	天然ガスコージェネレーション	1. 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備における地域熱供給事業とは、熱供給事業法上の熱供給事業に該当するものをいう。また、特定電気事業については、当該熱供給事業と併せて特定電気事業を行うものをいう。 2. 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備の設備能力については、システム全体の設備能力をいう。 3. 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備の排熱依存率については、全体の熱供給量に対する天然ガスコージェネレーションによる熱供給量の比率をいう。
7	バイオマス共通	バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。
8	バイオマス発電	副燃料として石油起源の燃料を常時使用（※）することを前提とするものは対象としない ※ 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、常時使用に該当しない 1. 発電効率は、 $(G \times H) / \{(U \times V) + (W \times X)\} \times 100$ とする G : 発電出力（kW） H : 3.6MJ/kWh（3.6MJ=860kcal : 電力1kWhの熱量換算） U : バイオマス利用量（Nm <sup>3</sup> 又はMJ/kg） V : バイオマス低位発熱量（MJ/Nm <sup>3</sup> 又はkg/h）

		<p>W : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (Nm<sup>3</sup>又はkg/h)</p> <p>X : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (MJ/Nm<sup>3</sup>又はMJ/kg)</p> <p>2. バイオマス依存率は、<math>(U \times V) / \{(U \times V) + (W \times X)\} \times 100</math>とする</p> <p>U : バイオマス利用量 (Nm<sup>3</sup>又はkg/h)</p> <p>V : バイオマス低位発熱量 (MJ/Nm<sup>3</sup>又はMJ/kg)</p> <p>W : バイオマス以下の混焼燃料利用量 (Nm<sup>3</sup>又はkg/h)</p> <p>X : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (MJ/Nm<sup>3</sup>又はMJ/kg)</p> <p>3. 蒸気タービン方式で、バイオマス燃料と廃棄物、RDF (RPFを含む)、石炭・天然ガスを混焼する場合の発電効率基準は、その入熱量割合を基に、それぞれ該当する発電効率基準で加重平均により算出する。</p> <p>発電効率基準 = <math>M \times N + O \times P + 15\% \times Q + 10\% \times Y</math></p> <p>M : RDFの発電効率基準</p> <p>N : RDFの入熱量割合</p> <p>O : 石炭・天然ガスのみなし発電効率 = 35%</p> <p>P : 石炭・天然ガス入熱量割合</p> <p>Q : RDF以外の廃棄物入熱量割合</p> <p>Y : バイオマス入熱量割合</p> <p>4. その他の発電方式で、バイオマス燃料と廃棄物、RDF (RPFを含む)、石炭・天然ガスを混焼する場合の発電効率基準は、その入熱量割合を基に、それぞれ該当する発電効率基準で加重平均により算出する。</p> <p>発電効率基準 = <math>M \times N + O \times P + 15\% \times Q + 20\% \times Y</math></p> <p>M : RDFの発電効率基準</p> <p>N : RDFの入熱量割合</p> <p>O : 石炭・天然ガスのみなし発電効率 = 35%</p> <p>P : 石炭・天然ガス入熱量割合</p> <p>Q : RDF以外の廃棄物入熱量割合</p> <p>Y : バイオマス入熱量割合</p>
9	バイオマス熱利用	セメントキルンの場合の、バイオマス熱利用量の25.12MJ/t以上とは、製品1tを製造するために必要な熱量のうち、バイオマス焼却熱量を25.12MJ以上使用するものをいう。(25.12MJ=6,000Kcal)
10	バイオマス燃料製造	<p>1. 製造された燃料は、原則として全量が発電又は熱利用等されるものであること。</p> <p>2. エネルギー回収率は、</p> <p>固形化の場合 : <math>(Q - R) / S</math></p> <p>液化及びガス化の場合 : <math>Q / (R + S)</math></p> <p>Q : バイオマス燃料の発熱量 (※)</p> <p>R : 原料の発熱量 (※)</p> <p>S : 原料をバイオマス燃料として加工するための熱量 (※)</p> <p>※すべての熱量は原料トン当たり</p>
11	雪氷熱利用	雪氷熱利用とは、雪または氷(冷凍機を用いて生産したものを除く。)を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用することをいう。

注1 : 新エネルギー等の設備(システム)の複数導入の場合(一種類を複数又は複数の種類の新エネルギー等を導入する場合)は、総合的に評価して規模要件の基準と同等以上の効果を有するものであること

具体的には、導入する新エネルギー等の設備(システム)毎に、導入する規模をその新エネルギー等の規模の基準で除し、その総和が1以上であること。

$$\sum (D_i / S_i) \geq 1 \quad D_i = \text{導入規模} \quad S_i = \text{規模の基準}$$

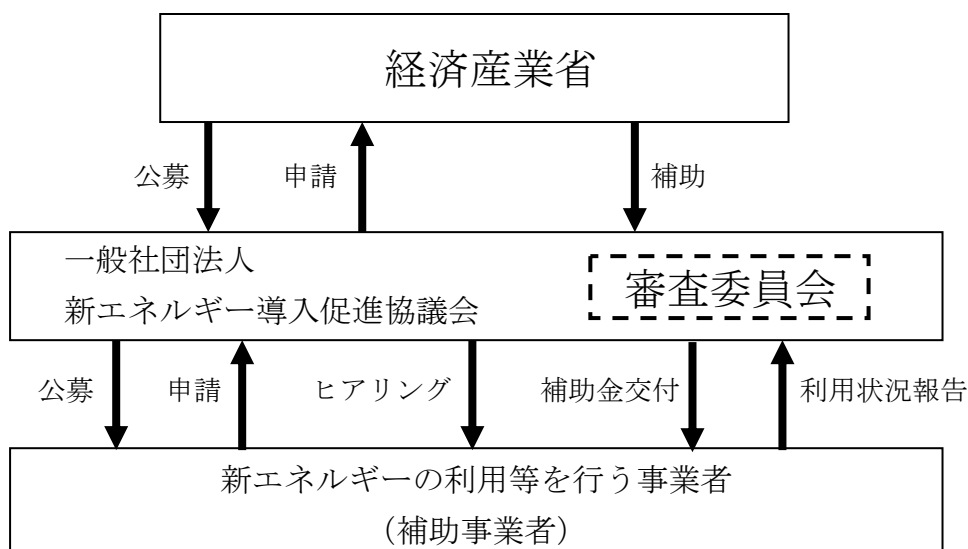
個々の新エネルギー設備(システム)の最小規模は、新エネルギーの種類毎に以下のとおり。

- ・ 太陽光発電：10kW以上
- ・ 風力発電：発電出力500kW以上
- ・ 太陽熱利用：有効集熱面積50㎡以上
- ・ 温度差エネルギー：熱供給能力4.19GJ/h（=1Gcal/h）

ただし、上記以外については、新エネルギー等の設備（システム）毎に、それぞれ

「1. 10 規模要件 表3」に示す要件を満たす必要がある。

## 2. 事業スキーム



## 3. 予算

### (1) 補助金名

- ①地域新エネルギー等導入促進対策費補助金（エネルギー対策特別会計）
- ②新エネルギー等事業者支援対策費補助金（エネルギー対策特別会計）

### (2) 公募予算額

- ①+② 約78億円

### (3) 対象となる新エネルギー等

- a) 新エネルギー  
太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、バイオマス発電、  
バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、水力発電、地熱発電
- b) 革新的なエネルギー高度利用技術  
天然ガスコージェネレーション、燃料電池
- c) マイクログリッド

## 4. 実施方法

事業の実施については、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付規程」（以下「交付規程」という。）による他、以下によることとします。

本事業の申請にあたっては、上記交付規程、及び以下をご熟読の上、申請してください。

### 4. 1 事業の公募について

協議会は、新エネルギー等事業者支援対策事業を実施するにあたり、公募期間、その他交付申請に必要な事項について、協議会ホームページに掲載し公募を開始します。

### 4. 2 交付の申請について

申請される事業者は、所定の様式を用いて、後掲する記入例に従い、申請書類一式を作成し、正副各1部を協議会に提出してください。

注1：今回本補助金の交付を受けて、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電を行う設備を設置し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に売電する場合には、特段の事情がある場合を除き、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第9条に定める新エネルギー等発電設備の認定（以下「RPS法の設備認定」という。）を受けることを補助金交付の条件とします。また、本補助金申請事業者が過去本補助金の交付を受けて上記設備を設置し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に売電している場合には、特段の事情がある場合を除き、それら全ての設備についてRPS法の設備認定を受けていることを（全エネルギー種別）補助金交付の条件とします。具体的には、補助金申請の際に、認定を既に受けている事業は経済産業大臣の認定通知のコピー、申請中の事業は申請書のコピーを、申請予定の事業はその旨の誓約書（p99参照）を添付していただくことが必要です。ただし、申請中及び申請予定の設備については、申請の結果が出た時点でその結果を報告していただくことになります。

注2：風力発電等による売電事業の場合は、売電予定価格に係る売電先企業（電力会社等）との覚書等の写しを提出してください。予定価格が決まっていない場合は、交渉先との折衝記録あるいは売電予定価格の最低額が確認できる書類などを提出してください。

#### 4. 3 交付の決定について

協議会は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に協議会が実施する「確定検査」により決定されるものであり（4. 7 実績報告及び額の確定について（p20 参照）、交付決定通知書に記載の額ではないことにご留意下さい。

また、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

なお、補助事業の採否の決定にあたっては、「5. 審査（p24 参照）」に基づき審査を行います。

#### 4. 4 補助事業の開始について

補助事業者は、協議会から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となります。なお、交付決定前に、補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなります。設計、工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意してください。また、不明な点があれば、必ず協議会の担当者へ相談してください。

- ①発注日、契約日は、協議会の交付決定日以降であること。なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ②原則として競争入札または見積もり合わせによって相手先を決定すること。
- ③補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。  
工事等の契約・支払にあたっては、補助対象となる工事等と、補助対象外の工事等それぞれに係る費用が明確にわかるようにすること。補助対象分と補助対象外分は分離して発注・契約することが望ましい。なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。（補助対象内外の判別が出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）
- ④当該年度に実施された設計、設備購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑤複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

#### 4. 5 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に協議会の承認を受ける必要があります。

複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ協議会に報告し、協議会の指示に従ってください。

補助対象経費の各配分額のいずれか低い額の15%以内で変更する場合は、協議会の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として協議会の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

#### 4. 6 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、設置工事及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払いは対象外となります。

#### 4. 7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内或いは平成23年2月末のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

協議会は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

#### 4. 8 補助金の支払いについて

補助事業者は、協議会の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

#### 4. 9 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、経済産業大臣が別に定める期間（参考資料 1 参照）中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ協議会の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

#### 4. 10 結果の公表について

協議会は、補助金の交付決定後に、補助事業者名、事業名、事業概要等を協議会ホームページで公表します。なお、当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

#### 4. 11 利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、取得財産等（補助事業により設置した新エネルギー等の設備）の利用状況報告を本格稼働後最低 4 年間行っていただき、適宜評価等を行います。報告内容につきましては、次頁「表 5 提出データ 一覧」をご覧ください。また、提出方法及び報告書の様式は、毎年 5 月頃補助事業者へ連絡いたします。

利用状況報告を提出していただけない場合、その事業者名を公表し、また状況確認のために現地調査を行うことがあります。

計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告していただく場合があります。

##### ①データの収集期間、提出時期

- ・データの収集期間は、原則、設備等の本格稼働後最低 4 年間とします。

1 年目           : 設備等の運転開始から 3 月末まで

2 年目以降     : 4 月 1 日から 3 月末まで

- ・データは月単位で集計したものを、毎年 5 月末に提出して下さい。

- ・利用状況の報告がなかった年度・期間がある場合、データの収集期間を延長する場合があります。

- ・利用状況報告のための計測器の設置経費は補助対象とします。

- ・必要に応じて、その他のデータの提出をお願いする場合があります。

②提出データ一覧

表5 提出データ 一覧

新エネルギー等 種別	主な提出データ
太陽光発電	発電量、売電量、停止時間、設備利用率、発電単価、(日射量)、(気温)
風力発電	平均風速、発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
太陽熱利用	集熱量、停止時間、(日射量)、(気温)
温度差 エネルギー	燃料消費量、電力消費量、熱生産量(温度差エネルギー、他熱源)、温度差エネルギー依存率、省エネ率、総合エネルギー効率、システム稼働時間
バイオマス 発電	バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、 発電量、売電量、バイオマス依存率、発電効率、稼働時間、発電単価
バイオマス 熱利用	【バイオマス利用型製造設備・熱供給設備】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、 バイオマス熱利用量、バイオマス依存率、稼働時間
	【バイオマスコージェネレーション設備】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、 排熱回収量、発電効率、排熱回収率、総合効率、省エネ率、バイオマス依存率、稼働 時間、発電単価
バイオマス 燃料製造	【メタン発酵方式】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、 バイオガス製造量、バイオガス発熱量、稼働時間
	【メタン発酵方式以外】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、 バイオマス燃料製造量、バイオマス燃料発熱量、エネルギー回収率、稼働時間 ※混和設備を導入した場合は、揮発油等に混和したバイオエタノール等の濃度と濃 度ごとの製造量
雪氷熱利用	雪氷の貯蔵量、冷熱利用量、利用時間
水力発電	平均使用水量、発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
地熱発電	発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
天然ガス コージェネ レーション	燃料消費量、発電量、送電量、排熱回収量、発電効率、補機使用電力量を除いた発電 効率、排熱回収率、総合効率、省エネ率、稼働時間、発電単価
燃料電池	燃料消費量、発電量、送電量、排熱回収量、発電効率、排熱回収効率、総合効率、省 エネ率、稼働時間、発電単価

(注) 括弧内は日射計及び気温計を設置した場合のみ

#### 4. 1 2 罰則・加算金等について

万一、交付規程及び実施細則に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付規程及び実施細則による交付決定の取消及び補助金の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 協議会の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

#### 4. 1 3 アンケート調査について

補助事業者は、協議会が事業効果の把握の目的で行うアンケート調査に対し、ご回答頂くこととなります。ご留意下さい。

#### 4. 1 4 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、協議会が開催するセミナー、シンポジウム、制度改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

## 5. 審査

### 5. 1 審査方法

協議会は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い、採択案件を選定します。

なお、採択は予算の範囲内かつ後年度負担を考慮した上で行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがあります。

### 5. 2 審査項目

審査は「要件審査」及び「採点審査」を実施します。

○「要件審査」は以下の5項目を確認し、1つでも要件を満たさない場合は不採択となります。

- ・補助対象事業者 : 設備導入事業を行うための事業基盤を有していること
- ・補助対象事業 : 実施計画が公募要領の要求を満たしていること
- ・規模・効率要件 : 公募要領に記載の規模要件等を満たしていること
- ・確実性・合理性 : エネルギー賦存状況等、系統連系、環境に関する調査、地元調整、用地確保、許認可・法規制、設備の保守計画、補助対象範囲、価格の妥当性、資金計画、費用対効果、事業のスケジュール等に問題なく、確実性・合理性が認められること
- ・汎用性 : 他の事業者でも実施できる内容であること

○「採点審査」は、要件審査をクリアした申請について、経済性、エネルギー効率、原油削減量等についての採点による審査を行います。

なお、以下の場合、交付決定の優先順位を下げることがあります。

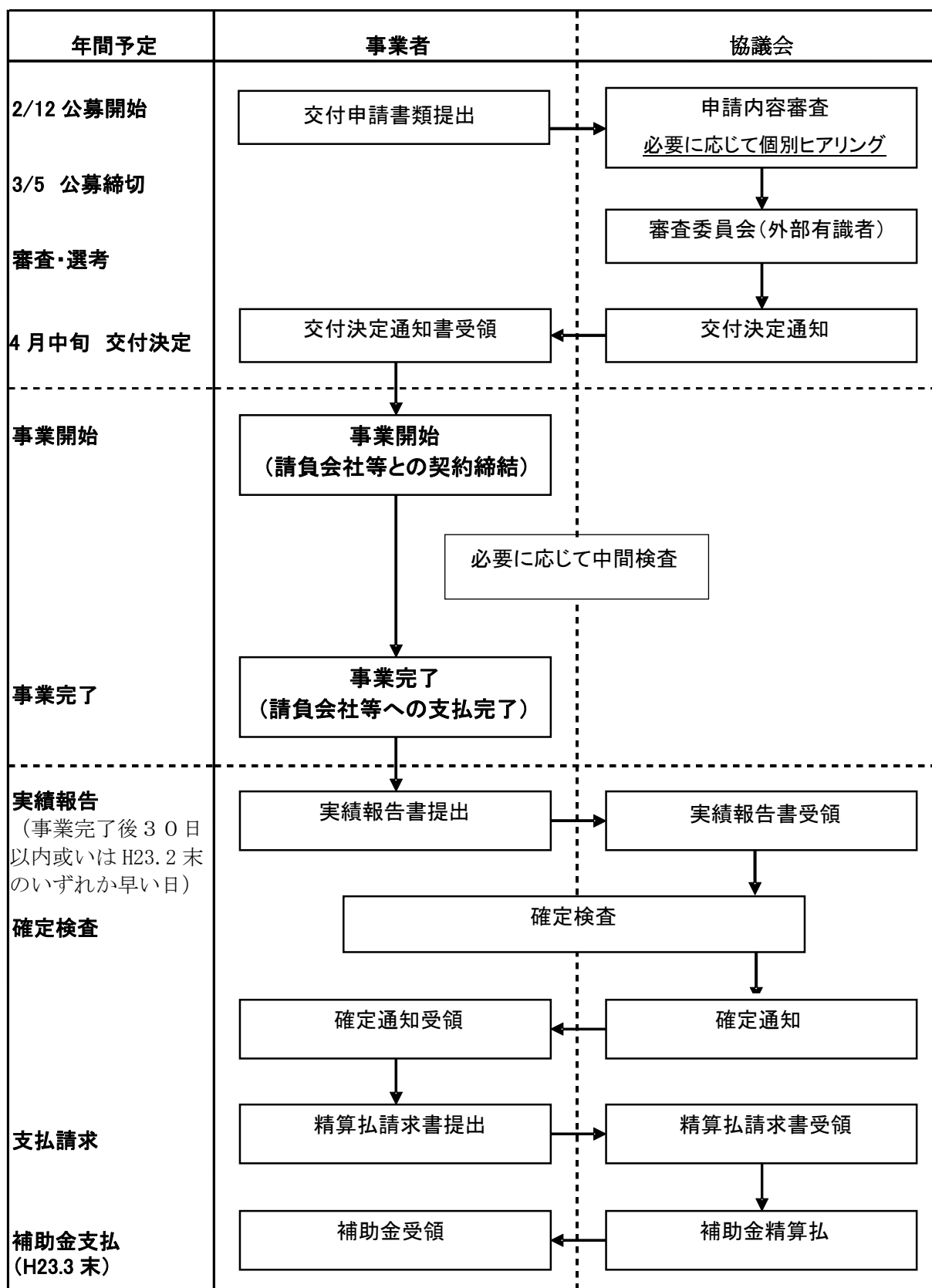
- ・ 事業期間が長期にわたる場合
- ・ 過去に、交付決定通知後の事業の中止、廃止を行っている場合

### 5. 3 審査対象とならない事例

審査対象とならない場合の例を、以下に示します。

- ・ 事業を実施する事業者となる企業等の実態がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休眠会社、直近2期連続で債務超過となっている企業等を含む）。
- ・ 導入設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階、または実証試験中の場合等）
- ・ 事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合
- ・ 事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない、または見込みが示されていない場合
- ・ 設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合（例：基本設計がされていない、容量計算がされていない等）
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合

## 6. スケジュール



## 7. 公募期間及び書類提出先

### 7. 1 公募期間

平成22年2月12日（金）～3月5日（金） 17:00（必着）

### 7. 2 書類提出先等

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 住友不動産東池袋ビル

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

「新エネルギー等事業者支援対策事業」業務グループ

TEL: 03-5979-7621

注1: お問い合わせは、業務時間内（土日祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）にお願いいたします。

注2: 上記以外の電話番号では、本事業に関するお問い合わせにはお答えできません。

### 7. 3 提出方法及び提出期限

持参 又は 書留による郵送等（配達記録付き、または宅配便）

注: 持参の場合は、公募期間中の業務時間内（土日祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）にご持参ください。

提出期限は平成22年3月5日（金） 17:00（必着）

### 7. 4 資料の配付

公募要領、各種様式等は協議会ホームページからダウンロードしてください。

（協議会ホームページ URL : <http://www.nepc.or.jp/> ）

公募要領（冊子）の配布は行っておりません。

## 8. 提出書類

下記の資料をA4ファイルに綴じて、2部（正副各1部）提出して下さい。

### (1) 補助金交付申請書 【様式第1】

### (2) 消費税等仕入控除についての届出書

補助金交付申請額に消費税を含めた方のみ提出して下さい。

### (3) 実施計画書 【様式第2いずれか】を提出してください

- ①太陽光発電 . . . . . :【様式第2】
- ②風力発電 . . . . . :【様式第2】
- ③太陽熱利用 . . . . . :【様式第2】
- ④温度差エネルギー . . . . . :【様式第2】
- ⑤バイオマス発電 . . . . . :【様式第2】
- ⑥バイオマス熱利用 . . . . . :【様式第2】
- ⑦バイオマス燃料製造 . . . . . :【様式第2】
- ⑧雪氷熱利用 . . . . . :【様式第2】
- ⑨水力発電 . . . . . :【様式第2】
- ⑩地熱発電 . . . . . :【様式第2】
- ⑪天然ガスコージェネレーション . . . . . :【様式第2】
- ⑫燃料電池 . . . . . :【様式第2】
- ⑬マイクログリッド . . . . . :【様式第2】

### (4) 誓約書

誓約書は該当の場合のみ提出して下さい

### (5) 実施計画書の添付書類

- ・設備導入事業経費の配分 . . . . . :【別紙3】
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体） . . . :【別紙4】
- ・事業実施体制 . . . . . :【別紙5-1】、【別紙5-2】
- ・事業実施予定スケジュール . . . . . :【別紙6】
- ・省エネルギー・環境改善効果 . . . . . :【別紙7】

### (6) その他各エネルギー分野別の必要書類

次項以降の注意事項を熟読し、提出書類に不足が無いように提出して下さい。

- ・発電単価（又は熱利用単価）の算定について
- ・団体の定款・登記簿（履歴事項全部証明書の原本）・直近2カ年分の財務諸表
- ・地形図
- ・現地写真
- ・事業収支計算書
- ・参考見積書等

注1：審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

注2：提出書類の返却はいたしません。

注3：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

## 9. 補助金交付申請書類作成時の注意事項

【様式第1】新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付申請書	29
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	
【様式第2】実施計画書	
<太陽光発電>	32
<風力発電>	36
<太陽熱利用>	40
<温度差エネルギー>	43
<バイオマス発電>	46
<バイオマス熱利用>	50
<バイオマス燃料製造>	54
<雪氷熱利用>	58
<水力発電>	61
<地熱発電>	65
<天然ガスコージェネレーション>	68
<燃料電池>	71
<マイクログリッド>	74
(別紙3) 事業経費の配分	
<太陽光発電>	78
<風力発電>	79
<太陽熱利用>	80
<温度差エネルギー>	81
<バイオマス発電>	82
<バイオマス熱利用>	83
<バイオマス燃料製造>	84
<雪氷熱利用>	85
<水力発電>	86
<地熱発電>	87
<天然ガスコージェネレーション>	88
<燃料電池>	89
<マイクログリッド>	90
(別紙4) 補助事業に要する経費及びその調達方法	91
(別紙5-1、5-2) 設備導入事業 実施体制	92
(別紙6) 事業実施予定スケジュール	94
(別紙7) 省エネルギー・環境改善効果	95
【追加様式】	
以下の別紙は、該当する場合のみ提出してください。	
(消費税) 消費税等仕入控除についての届出書 (非課税事業者等)	98
【誓約書】	
以下の誓約書は、該当する場合のみ提出してください。	
RPS設備認定に係る誓約書	99

【記載例】  
様式第1

様式第1

不要な場合は  
「番号」を消すこと

番 号  
平成 21 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 石谷 久 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成〇〇年度新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付申請書

新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

【記載例】  
様式第1

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間	年	月	日	～	年	月	日
(2) 全体の事業期間	年	月	日	～	年	月	日

(注1) 当年度の事業開始日は、交付決定日とすること

(注2) 当年度の事業完了日は、2月末日までとすること

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること

4. 設備導入事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

- ① 補助事業に要する経費
- ② 補助対象経費
- ③ 補助金交付申請額

(注1) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(注2) 補助金交付申請額に消費税分は含まないこと。但し、補助事業経費の消費税分を仕入れに伴う消費税として控除できない場合は、補助金に消費税分を含むことが可能。

(4) 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1）

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の新エネルギー等事業者支援対策費補助金は、経済産業省が定めた新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

【記載例】  
様式第1

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
導入事業費	0	0	1/3 以内	0
消 費 税	0	0	1/3 以内	
合 計	0	0		0

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙3、別紙4と同一であること。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
導入事業費	0	0	0	0	0
消 費 税	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※当該年度事業に係る額を記入すること

※金額については1円単位までとし、端数は切り捨てること。

※第1四半期(4～6月)、第2四半期(7～9月)、第3四半期(10～12月)、第4四半期(1～3月)、

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

【記載例】  
様式第2(太陽光発電)

様式第2 (太陽光発電)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : -

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、最初に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛に送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住 所 : (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
- ・設置場所、施設の名称 : (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・対象地点の土地所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

- ・発電システムの出力 :
- ・発電システムの特徴 :
- ・機器構成図 (構成機器と容量等)
- ・単線結線図
- ・系統連系方式
- ・システム仕様、参考図面

**【記載例】**  
**様式第2(太陽光発電)**

- ・太陽電池モジュール配置図
- ・太陽電池モジュールの設置状況（方位、傾斜角、日陰の有無）

（注）補助対象範囲を色分け等により明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

（3）設備設置工事の概要

- ・土木建築工事：（注）設備設置にあたり、土木建築工事がある場合は内容を記載すること。
- ・機械装置等製作：（注）設備設置にあたり、機械装置等製作がある場合は内容を記載すること。
- ・電力会社との協議内容

（注）電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を添付すること。

（4）年間エネルギー発生量と経済性

- ・太陽電池出力 ○○kW
- ・推定発電電力量 ○○kWh/年（毎月の推定発電量と合わせて記述）

月別想定発電量 (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ・設備利用率 ○○.○%

（注） $\text{設備利用率} = \left\{ \frac{\text{年間推定発電量}}{([\text{電池出力}] \times [24 \text{時間}] \times [365 \text{日}])} \right\} \times 100\%$

- ・建設単価 ○○円/kW
- ・発電単価 ○○.○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・売電単価 ○○.○○円/kWh

（注1）算出根拠を明記し、必要により参考資料の資料を添付すること。

（注2）当該事業に係る収支見通し（メリット）を試算したものを添付すること。

（注3）利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

（5）発生電力の利用場所及び用途等

- ・利用施設の電力消費量（月毎の消費量及び年間消費量）

月別電力消費量 (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力の用途
- ・売電する場合は売電する電力量（月毎の売電量および年間売電量）

月別想定売電量 (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

**【記載例】**  
**様式第2(太陽光発電)**

(6) 実施計画

①当該年度事業実施内容

(例) 屋上スペースに太陽光発電設備 10kW を導入する。発電した電力は所内消費電力の一部として使用し、余剰が発生した場合は電力会社に売電する。

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール (別紙6)

(7) 事業費

・事業経費の配分 (別紙3)

・補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4)

(注1) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制

①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。

・補助事業の実施体制 (社内実施体制等)

・発注業者等の選定方法

②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。

・発注フロー図

・契約方式

・事業の責任体制

(9) 取組の先進性等

①取組の先進性

(注) 地域における率先的な導入か、または、これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めるとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果 (別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画 (新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量 (設備容量 (kW、GJ/h 等))、年間省エネルギー量 (原油換算 k1)) について記載すること。

**【記載例】**  
**様式第2(太陽光発電)**

---

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(風力発電)

様式第2 (風力発電)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
- ・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・設置場所の対象面積と経緯度(度、分、秒)  
(注) 複数基ある場合には各風車ごとに記載。経緯度は世界測地系を基準とすること。
- ・地目と区画指定状況(荒れ地、農地、県立公園等)
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・対象地点の土地所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。
- ・風況観測地点 (注) 地図に位置を明記したものと風況観測状況写真を添付

**【記載例】**  
**様式第2(風力発電)**

- (2) 風況条件 (建設予定地における1年間の観測データに基づく) (風況観測データ添付)
- ・年平均風速 ○.○m/s @計測高さ○m
  - ・月平均風速 (月平均の風速表)
  - ・風力エネルギー密度 (○○○W/m<sup>2</sup>):年間、風向別
  - ・風向出現率 (風配図) (注) 添付すること。
  - ・風況曲線 (注) 添付すること。
- (注) 風況精査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び風況精査マニュアルに準じて実施すること。ただし風況観測の期間は、1年間以上であること。
- (3) 地元調整
- (注1) 地元の市町村の首長の同意書を添付すること。
- (注2) 関係する地元住民への説明会を行い、議事録を作成し、参加者または代表者の確認署名を得て提出すること。尚、説明会での説明内容には、①風力発電の規模、②工事内容、③環境影響調査結果を含めること。
- (注3) 風車を建設する土地の地権者全員の同意書入手し提出すること。  
国有林や自治体所有地等、土地利用許可を得るための手続きに時間を要する場合は、関係行政機関との調整状況が明らかになるように議事録を作成し提出すること。
- (4) 環境影響調査
- ・電波障害 (現況測定結果、予測結果)
  - ・騒音障害 (現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果)
  - ・生態系 (天然記念物等がある場合には、それに対する影響について)
  - ・景観
- (注1) 環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアルまたは、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。
- (注2) 調査項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。
- (注3) 地元自治体主催にて開催される、当該事業への環境影響調査委員会等の意見書を提出すること。  
環境影響調査委員会が無い場合には、環境影響評価方法書、環境影響評価書案を関係地域への公告、縦覧を行い評価書案または縦覧結果を反映した環境影響評価書を提出すること。  
なお、環境影響評価書は事業開始までに提出のこと。
- (5) 設備及びシステムの概要
- ・発電システムの出力○○kW (○○kW×○基)
  - ・発電システムの構成・特徴
  - ・機器構成図 (構成機器と容量等)
  - ・単線結線図
  - ・系統連系方式
  - ・システム仕様、参考図面
- (注1) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。
- (注2) 風車本体の耐風強度、耐雷仕様を証明する資料の提出を求めるともあります。
- (6) 設備設置工事の概要
- ・建築工事
  - ・土木工事 (用地整備、基礎、道路等)
- (注) 道路については具体的な工事内容について記載すること。
- ・電気工事 (配電線、電気設備設置等)
  - ・電力会社との協議内容
- (注) 電力購入に関する電力会社の文書 (照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録 (電力会社の出席者の押印のあるもの) 等、電力会社との協議が整っていること。

**【記載例】**  
**様式第2(風力発電)**

ることが確認できる資料を添付すること。

(7) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・ 推定発電電力量 ○○MWh/年 (○○MWh/年・基)

(注1) 毎月の推定発電量と併せて記載

(注2) 算定は建設予定地における現地観測データ1年分に基づくこと。

- ・ 設備利用率 ○○. ○% (算定は建設予定地における現地観測データ1年分に基づく)
- ・ 建設単価 ○○円/kW
- ・ 発電単価 ○○. ○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・ 売電単価 ○○. ○○円/kWh

(注1) 算出根拠を明記し、風況観測データ等の資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注3) 売電(予定)価格に係る電力会社との覚書の写し、予定価格が決まっていない場合には交渉の経緯と交渉先の情報等を示す書類を添付すること。

(注4) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(注5) 推定発電電力量について月毎の電力量も含めて必ず記載してください。

(8) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・ 発生電力の利用場所の名称及び住所
- ・ 利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)
- ・ 利用施設の契約容量
- ・ 発生電力の用途
- ・ 売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)

(注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量も含めて必ず記載してください。

(9) 実施計画

- ① 当該年度事業実施内容
- ② 年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③ 事業実施予定スケジュール(別紙6)

(10) 事業費

- ① 事業経費の配分(別紙3)
- ② 補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(11) 事業の実施体制

- ① 新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
  - ・ 補助事業の実施体制(社内実施体制等)
  - ・ 発注業者等の選定方法
- ② 複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
  - ・ 発注フロー図
  - ・ 契約方式
  - ・ 事業の責任体制

(12) 取組の先進性等

- ① 取組の先進性

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

- ② 事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

**【記載例】**  
**様式第2(風力発電)**

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果(別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(13) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要がわかる資料を添付すること。

(14) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算kl))について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(太陽熱利用)

様式第2 (太陽熱利用)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・現地写真 : (注) 設置予定場所及びその周辺写真を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・太陽集熱器 (形式、規模、有効集熱面積、設備角度、設置方位)

(注) 規模については算定方法を明確に記載すること。

・蓄熱槽 (形式、容量)

・補助熱源 (形式、熱源、機器の種類、能力)

・冷凍機 (形式、機器の種類、能力)

・冷却塔

**【記載例】**  
**様式第2(太陽熱利用)**

- ・集熱器の配置図
  - (注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分が変わるようにすること。
- (3) 設備設置工事の概要
- ・土木建築工事
  - ・機械装置等製作
- (4) 年間エネルギー発生量と経済性
- ・熱利用単価 (円/MJ)
- ※算定方法については【関連資料2】
- ・省エネ率 (空調用途の場合)
  - ・太陽熱依存率 (月毎の太陽熱依存率および年間の太陽熱依存率: ○○.○%)
- (注) 施設で用いる全体の熱量と太陽熱利用設備から供給される熱量について比較し太陽熱利用の割合を月毎に記載すること。
- ・機器能力 (集熱性能線図、機器性能線図)
- (注1) 当該事業に係る収支見通し (メリット) を試算したものを添付すること。
- (注2) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。
- (5) 実施計画
- ①当該年度事業実施内容
  - ②年度別事業実施内容
- (注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。
- ③供給設備概要
    - ・供給設備一覧 (主要設備)
  - ④需要先概要
    - ・需要先一覧及び熱供給量の割合
- (注) 他者への供給がある場合は、需要先との電気供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。
- ⑤事業実施予定スケジュール (別紙6)
- (6) 事業費
- ①事業経費の配分 (別紙3)
  - ②補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4)
- (注) 事業全体に要する経費について記載すること。
- (7) 事業の実施体制
- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
    - ・補助事業の実施体制 (社内実施体制等)
    - ・発注業者等の選定方法
  - ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
    - ・発注フロー図
    - ・契約方式
    - ・事業の責任体制
- (8) 取組の先進性等
- ①取組の先進性
- (注) 地域における率先的な導入か、または、これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。
- ②事業の波及性、効果性
- (注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

**【記載例】**  
**様式第2(太陽熱利用)**

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果(別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(9) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(10) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算kl))について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(温度差エネルギー)

様式第2 (温度差エネルギー)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・供給面積 ○○h a、延床面積 ○○m<sup>2</sup>

・システムフロー図(構成機器と容量等)

・機器配置図

・単線結線図

・配管(取放水管、地域導管含む)、配線ルート図

(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわか

【記載例】  
様式第2(温度差エネルギー)

るようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・温度差エネルギー活用型熱源機の熱出力 ○○G J/h  
年間温熱生産量 ○○G J/年、年間冷熱生産量 ○○G J/年  
月別の温熱生産量 ○○G J、月別の冷熱生産量 ○○G J
- ・その他の熱源機の熱出力 ○○G J/h  
年間温熱生産量 ○○G J/年、年間冷熱生産量 ○○G J/年
- ・熱供給能力温熱 ○○G J/h、冷熱 ○○G J/h
- ・省エネルギー率又は総合エネルギー効率 ○○. ○%
- ・温度差エネルギー依存率 ○○. ○% (年間および月毎のエネルギー依存率)

(注) 施設全体のエネルギー使用量と温度差エネルギー設備により供給されるエネルギーについて比較し、月毎の温度差エネルギー依存率を記載すること。

- ・熱利用単価 ○○. ○○円/MJ

※算定方法については【関連資料2】

(注1) 上記の熱出力、生産量、効率等の数値関係については、計算式等の算定根拠資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注3) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) エネルギーの利用場所及び用途等

①需要先概要

- ・需要先一覧及び熱供給量の割合(需要先別、用途別)

(注) 他者への供給がある場合は、需要先との熱供給量・電気供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。

(6) 実施計画

①当該年度事業実施内容

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(7) 事業費

①事業経費の配分(別紙3)

②補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制

①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。

- ・補助事業の実施体制(社内実施体制等)
- ・発注業者等の選定方法

②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。

- ・発注フロー図
- ・契約方式
- ・事業の責任体制

(9) 取組の先進性等

①取組の先進性

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的で

**【記載例】**  
**様式第2(温度差エネルギー)**

---

あるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果(別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(バイオマス発電)

様式第2 (バイオマス発電)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
- ・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・設置場所(または施設)の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

- ・発電方式 (注) 「蒸気タービン」、「ガスエンジン」等の発電方式種別を記載
- ・発電出力 ○○kW (内訳: 発電装置所内消費動力○○kW、自家消費○○kW、売電○○kW)
- ・発電効率 ○○. ○%及び計算根拠
- ・バイオマスの種類・使用量、  
補助燃料等の種類・使用量 (使用量は時間単位、日単位、年単位)
- ・バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量 (単位重量ベース、低位発熱量)

(注1) 「低位発熱量」は、単位重量あたりの低位発熱量(ジュール表記)を記載すること。

**【記載例】**  
**様式第2(バイオマス発電)**

- (注2) 「低位発熱量」の根拠資料を添付すること。
- ・バイオマス依存率(発熱量ベース) ○○. ○%
- (注) 「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。(1.11 特記事項参照)
- ・発電設備の年間稼働時間 ○○h
  - ・設備概要
  - ・システムフロー図(構成機器と容量等)
- (注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例:フロー図に着色する等)。システムの容量計算書等も添付すること。
- ・機器配置図
- (注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例:図面に着色する等)。システムを構成する機器類がわかるものを添付すること。システムの基本設計図面も添付すること。
- ・予定機器リスト
- (注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施部分と補助対象がわかるようにすること。
- (3) 設備設置工事の概要
- ・土木建築工事
  - ・機械装置等製作
  - ・電力会社との協議内容
- (注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。
- (4) 年間エネルギー発生量と経済性
- ・年間発電量 ○○MW h/年(内訳:発電装置所内消費動力○○MW h/年、自家消費○○MW h/年、売電○○MW h/年)
  - ・月間発電量 ○○MW h/月(内訳:発電装置所内消費動力○○MW h/月、自家消費○○MW h/月、売電○○MW h/月)
- (注) 発電量は月毎の発電量を記載すること。また、算出根拠を示すこと。
- ・発電単価 ○○. ○○円/kWh
- ※算定方法については【関連資料2】
- (注) 全体の発電量及びバイオマスから得られる発電量についてそれぞれ算定すること。
- ・電力負荷想定
- (注) 電力利用先の施設で用いる全体の電力量とバイオマス発電設備から供給される電力量について比較し記載すること
- (注1) 本事業に係るバイオマス燃料の入手先・入手方法についての説明及びバイオマス燃料の売買契約書等の写しや見通しを資料として添付すること。
- (注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。
- (注3) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。
- (5) 発生電力の利用場所及び用途等
- ・利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)
  - ・利用施設の契約容量
  - ・発生電力の用途
  - ・売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)
- (注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。
- ・需要先概要  
需要先一覧及び電気供給量の割合
- (注) 他者への供給がある場合は、需要先との電気供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。
- (6) 実施計画
- ①当該年度事業実施内容

【記載例】  
様式第2(バイオマス発電)

- ②年度別事業実施内容  
(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。
- ③事業実施予定スケジュール (別紙6)
- (7) 事業費
- ①事業経費の配分 (別紙3)
- ②補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4)  
(注) 事業全体に要する経費について記載すること。
- (8) 事業の実施体制
- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
- ・補助事業の実施体制 (社内実施体制等)
  - ・発注業者等の選定方法
- ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
- ・発注フロー図
  - ・契約方式
  - ・事業の責任体制
- (9) 取組の先進性等
- ①取組の先進性  
(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。
- ②事業の波及性、効果性  
(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。  
(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。
- ③省エネルギー、環境改善効果 (別紙7)  
※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。
- (10) 事業実施に関連する事項
- ①他の補助金との関係  
(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。
- ②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項  
(注1) 事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。  
(注2) バイオマス発電に伴う排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値 (規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと) への設備の対応計画を記載すること。  
(注3) 事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること (手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと)。  
(注4) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。
- ③設備の保守計画  
(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要がわかる資料を添付すること。
- (11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画
- ①将来の新エネルギー等設備導入計画について  
(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画 (新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量 (設備容量 (kW、GJ/h 等))、年間省エネルギー量 (原油換算 k1)) について記載すること。

**【記載例】**  
**様式第2(バイオマス発電)**

---

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(バイオマス熱利用)

様式第2 (バイオマス熱利用)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・方式 : バイオマス○○

(注) 上記○○中には、「バイオマス熱利用型製造設備」、「バイオマス熱供給設備」、「コージェネレーション(熱電併給)」のいずれかを記載すること。

・発電方式「蒸気タービン」、「ガスエンジン」等の発電方式種別を記載

(注) バイオマスコージェネレーション(熱電併給)の場合のみ記載すること。

・発電出力 ○○kW (内訳: 熱電併給工程での自己消費○○kW、自家消費○○kW、売電○○)

**【記載例】**  
**様式第2(バイオマス熱利用)**

kW)

(注) バイオマスコージェネレーション(熱電併給)の場合のみ記載すること。

・発電効率 ○○.○%

(注) バイオマスコージェネレーション(熱電併給)の場合のみ記載すること。

・発熱量 ○○MJ (年間及び月別)

・バイオマスの種類・使用量、

・補助燃料等の種類・使用量(使用量は時間単位、日単位、年単位)

・バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量(単位重量ベース、低位発熱量)

(注1)「低位発熱量」は、単位重量あたりの低位発熱量(ジュール表記)を記載すること。

(注2)「低位発熱量」の根拠資料の計算根拠資料を添付すること。

・バイオマス依存率(発熱量ベース) ○○.○%

(注) バイオマス依存率の計算根拠を添付すること。(1.11 特記事項参照)

・設備の年間稼働時間 ○○h

・設備概要

・システムフロー図(構成機器と容量等)

(注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例:フロー図に着色する等)。システムの容量計算書等も添付すること。

・機器配置図

(注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例:図面に着色する等)。システムを構成する機器類がわかるものを添付すること。システムの基本設計図面も添付すること。

・予定機器リスト

(注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるように作成すること(例:リストに着色する等)。複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施部分と補助対象が分かるようにすること。

・単線結線図、配線ルート図

(注1) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(注2) バイオマスコージェネレーション(熱電併給)の場合のみ記載すること。

(3) 設備設置工事の概要

・土木建築工事

・機械装置等製作

・電力会社との協議内容

(注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

【バイオマス熱利用型製造設備の場合】

① バイオマス熱利用型製造設備の生産能力(設備能力、生産予定量)

② バイオマス熱利用型製造設備のバイオマス熱利用量

(バイオマスの種類・発熱量、単位時間熱利用量、製品トン当たりの利用熱量、年間および月毎のバイオマス使用熱量)

③ 熱利用単価 ○○.○円/MJ

※算定方法については【関連資料2】

(注) 全体の発熱量及びバイオマスから得られる発熱量についてそれぞれ算定すること。

【バイオマス熱供給設備の場合】

① 熱供給設備の熱供給量(時間熱供給量、年間熱供給量)

(注) それぞれ全体と熱発生工程での自己消費分を差し引いた値を記載のこと。

② 熱供給設備に使用する廃棄物から得られる熱量(時間・年間熱量)、補助燃料(種類、熱量)

③ バイオマスの種類・使用量、補助燃料等の種類・使用量

(使用量は時間単位、日単位、年単位)

④ バイオマス発熱量・補助燃料等の発熱量(低位発熱量)

⑤ 熱負荷想定

**【記載例】**  
**様式第2(バイオマス熱利用)**

(注) 熱利用先施設で用いる全体の熱量とバイオマス熱供給設備から供給される熱量について比較し記載すること。

⑥熱利用単価 ○○. ○円/MJ

※算定方法については【関連資料1】

(注) 全体の発熱量及びバイオマスから得られる発熱量についてそれぞれ算定すること。

**【バイオマスコージェネレーションの場合】**

①コージェネレーション発電出力 ○○kW、年間発電量 ○○MWh/年

②コージェネレーション熱出力 ○○MJ/h

年間温熱生産量 ○○MJ、年間冷熱生産量 ○○MJ

③発電効率 ○○. ○○%、排熱回収効率 ○○. ○%

④発電単価 ○○. ○○円/kWh

※算定方法については【関連資料1】

(注) 全体の発電、発熱量及びバイオマスから得られる発電、発熱量についてそれぞれ算定すること。

⑤熱電併給負荷想定

(注) 電気、熱利用施設全体で使用する電力量および熱量と、コージェネレーション設備が供給する電力量および熱量について比較し、記載すること。

⑥省エネルギー率 ○○. ○%

⑦バイオマスの種類・使用量、補助燃料等の種類・利用量

⑧バイオマス発熱量、補助燃料等の発熱量(低位発熱量)

以下は、バイオマス熱利用型製造設備、バイオマス熱供給設備、バイオマスコージェネレーション共通。

(注1) 上記の生産量、燃料供給等の数値関係については、計算式等の算定根拠資料を添付すること。

(注2) 本事業に係るバイオマス燃料の入手先・入手方法及びその条件等の資料を添付すること。

(注3) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注4) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) 発生電力、熱の利用場所及び用途等

- ・利用施設の電力消費量、熱消費量(月毎の消費量及び年間消費量)
- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力、熱の用途
- ・売電、売熱する場合は売電、売熱する量(月毎の売電、売熱量および年間売電、売熱量)

(注) 電力、熱消費量および売電、売熱量について、月毎の電、熱量を含めて必ず記載してください。

- ・需要先概要
- 需要先一覧及び電気供給量の割合

(注) 他者への供給がある場合は、需要先との電気、熱供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。

(6) 実施計画

①当該年度事業実施内容

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(7) 事業費

①事業経費の配分(別紙3)

②補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

【記載例】  
様式第2(バイオマス熱利用)

---

(8) 事業の実施体制

- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
  - ・補助事業の実施体制（社内実施体制等）
  - ・発注業者等の選定方法
- ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
  - ・発注フロー図
  - ・契約方式
  - ・事業の責任体制

(9) 取組の先進性等

①取組の先進性

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果（別紙7）

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③周辺環境への影響

(注) バイオマス熱利用に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。）への設備の対応計画を記載すること。

④地元住民への説明等

(注) 事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること。（手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。）

⑤設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画（新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量（設備容量（kW、GJ/h等））、年間省エネルギー量（原油換算k1））について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績（新エネルギー等の種別、年度、導入量等）がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料（計画書・ビジョン等）がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(バイオマス燃料製造)

様式第2 (バイオマス燃料製造)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・設置場所(または施設)の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・現地写真 : (注) 設置場所及びその周辺写真を添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・方式

(注) 「メタン発酵」、及び「メタン発酵方式以外」(「バイオエタノール製造」、「バイオディーゼル燃料製造」、「○○の混和」)を記載すること。

・製品燃料の名称、形態(個体・液体・気体)、発熱量(単位重量ベース、低位発熱量)・原料バイオマスの種類・使用量、補助燃料等の種類・使用量(使用量は時間単位、日単位、月単位、年単位)

**【記載例】**  
**様式第2(バイオマス燃料製造)**

(注) バイオディーゼル燃料、バイオエタノール、バイオE T B E混和等の場合は、初期原料のバイオマスについても記載のこと。

- ・原料バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量(単位重量ベース、低位発熱量)

(注1) 「低位発熱量」は、単位重量あたりの低位発熱量(ジュール表記)を記載すること。

(注2) 「低位発熱量」の根拠資料を添付すること。

(注3) バイオディーゼル燃料、バイオエタノール、バイオE T B E混和等の場合は、初期原料のバイオマスについても記載のこと。

- ・製造時のバイオマス依存率(発熱量ベース) ○○. ○%

(注) バイオマス依存率の計算根拠資料を添付すること。(1.11 特記事項参照)

- ・製造設備の年間稼働時間 ○○h
- ・供給設備概要
- ・システムフロー図(構成機器と容量等)

(注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例:フロー図に着色する等)。システムの容量計算書等も添付すること。

- ・機器配置図

(注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例:図面に着色する等)。システムを構成する機器類がわかるものを添付すること。システムの基本設計図面も添付すること

- ・予定機器リスト

(注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるように作成すること(例:リストに着色する等)。複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施部分と補助対象が分かるようにすること。

- ・単線結線図、配線ルート図

(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作
- ・電力会社との協議内容

(注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

【メタン発酵方式以外の場合】

①バイオマス燃料製造設備の年間生産量

(時間当たり設備能力、日生産量、年間運転時間、年間生産予定量、月毎の生産予定量)

(注) 年間生産予定量については、月毎の生産予定量から記載すること。

②バイオマス燃料製造設備のエネルギー回収率 ○○. ○%

③熱利用単価 ○○. ○円/MJ

※算定方法については【関連資料2】

(注) 全体の製造量及びバイオマスから得られる製造量についてそれぞれ算定すること。

④燃料負荷相当

(注) 燃料利用先の施設で用いる全体の燃料とバイオマス燃料製造設備から供給される燃料について比較し記載すること。また、直接の比較が困難な場合、熱量換算で比較すること。

【メタン発酵方式の場合】

①バイオマス燃料製造設備の年間生産量

(時間当たり設備能力、日生産量、年間運転時間、年間生産予定量、月毎の生産予定量)

(注) 年間生産予定量については、月毎の生産予定量から記載すること。

②バイオマス燃料製造設備のエネルギー回収率 ○○. ○%

③熱利用単価 ○○. ○円/MJ

※算定方法については【関連資料2】

(注) 全体の製造量及びバイオマスから得られる製造量についてそれぞれ算定すること。

④燃料負荷相当

【記載例】  
様式第2(バイオマス燃料製造)

(注) 燃料利用先の施設で用いる全体の燃料とバイオマス燃料製造設備から供給される燃料について比較し記載すること。また、直接の比較が困難な場合、熱量換算で比較すること。

以下は、メタン発酵方式以外、メタン発酵方式共通。

(注1) エネルギー回収率(原料トン当たりで算出、%表示)

① 固形化の場合： $(Q - R) / S$

② 液化及びガス化の場合： $Q / (R + S)$

Q：バイオマス燃料の発熱量(MJ/t)

R：原料の発熱量(MJ/t)

S：原料をバイオマス燃料として加工するための熱量(MJ/t)

(注2) 上記の生産量、能力、回収率、発熱量等の数値関係については、計算式等の算定根拠資料を添付すること。

(注3) 本事業に係るバイオマス原料の入手先・入手方法についての説明、バイオマス原料の売買契約書等の写しや見通しを資料として添付すること。

(注4) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注5) 利用状況の報告利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) バイオマス燃料の利用先、利用場所及び用途等

・利用施設の燃料消費量(月毎の消費量及び年間消費量)

(注) 燃料消費量について、月毎の量を含めて必ず記載してください。

・利用施設の契約容量

・バイオマス燃料の用途

・供給設備概要

供給設備一覧(主要設備)及び供給量の割合

(注) 他者への供給する場合は、供給先との契約書等の写しや見通しを資料として添付すること。

(6) 実施計画

①当該年度事業実施内容

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(7) 事業費

①事業経費の配分(別紙3)

②補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制

①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。

・補助事業の実施体制(社内実施体制等)

・発注業者等の選定方法

②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。

・発注フロー図

・契約方式

・事業の責任体制

(9) 取組の先進性等

①取組の先進性

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

**【記載例】**  
**様式第2(バイオマス燃料製造)**

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果(別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③周辺環境への影響

(注) バイオマス燃料製造に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値(規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと。)への設備の対応計画を記載すること。

④地元住民への説明等

(注) 事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)

⑤設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(雪氷熱利用)

様式第2 (雪氷熱利用)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・設置場所(または施設)の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・雪氷の種別・貯蔵量 ○○ t/年

・システム種別及び利用形態・用途

・システムフロー図(構成機器と容量、冷熱・冷水の温度・湿度等)

・機器配置図

・配管、配線ルート図

(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわか

【記載例】  
様式第2(雪氷熱利用)

るようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作
- ・電力会社との協議内容

(注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・雪氷熱利用施設の区分・構造・規模(面積 $m^2$ 、体積 $m^3$ )
- ・居室・倉庫等建屋
- ・貯雪氷設備(貯雪氷庫等)

(注) 冷熱利用先の居室・倉庫等建屋部分と貯雪氷設備等の雪氷熱利用システム固有の設備部分を区分し、それぞれ記載のこと。

- ・雪氷冷熱の年間利用量
- ・利用期間、利用時間/日、利用時間/年
- ・冷房冷蔵等冷熱能力  $○○ J/h$ 、冷熱利用量  $○○ J/日$ 、冷熱利用量  $○○ J/年$
- ・冷熱利用想定

(注) 月毎の冷熱利用想定量を記載すること。

- ・熱利用単価  $○○. ○円/MJ$

※算定方法については【関連資料2】

(注1) 本事業に係る雪氷の確保先・方法及びその他条件等の資料を添付すること。

(注2) 上記の貯蔵量、規模(面積 $m^2$ 、体積 $m^3$ )、年間利用量等の数値関係については、計算式等の根拠資料を添付すること。

(注3) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注4) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) 熱利用場所及び用途等

- ・需要先概要  
需要先一覧及び冷熱供給量の割合

(注) 他者への供給がある場合は、需要先との冷熱供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。

(6) 実施計画

- ①当該年度事業実施内容
- ②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(7) 事業費

- ・事業経費の配分(別紙3)
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制

- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
  - ・補助事業の実施体制(社内実施体制等)
  - ・発注業者等の選定方法
- ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
  - ・発注フロー図

**【記載例】**  
**様式第2(雪氷熱利用)**

- ・ 契約方式
  - ・ 事業の責任体制
- (9) 取組の先進性等
- ①取組の先進性
    - (注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。
  - ②事業の波及性、効果性
    - (注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。
    - (注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めるとなりますのでご注意ください。
  - ③省エネルギー、環境改善効果(別紙7)
    - ※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。
- (10) 事業実施に関連する事項
- ①他の補助金との関係
    - (注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。
  - ②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項
    - (注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。
    - (注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。
  - ③地元住民への説明等
    - (注) 事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)
  - ④設備の保守計画
    - (注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。
- (11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画
- ①将来の新エネルギー等設備導入計画について
    - (注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。
  - ②過去の新エネルギー等設備導入実績について
    - (注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。
    - (注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(水力発電)

様式第2 (水力発電)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・地形図 : (注) 1/25,000の等高線入り地図等で作成

・設置場所(または施設)施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・地目と区画指定状況 (注) 荒地、農地、県立公園等

・現地写真 : (注) 設置場所及びその周辺写真を添付すること。

(2) 流況

・水系河川名 ○級河川 ○○水系 ○○川、(河川管理者: 国土交通大臣、都道府県知事等)

・流況曲線

・流量観測期間 (注) 原則10年間とする。

・豊水量 (m<sup>3</sup>/s)

・平水量 (m<sup>3</sup>/s)

・低水量 (m<sup>3</sup>/s)

**【記載例】**  
**様式第2(水力発電)**

- ・ 濁水量 (m<sup>3</sup>/s)
- ・ 最小水量 (m<sup>3</sup>/s)

(3) 設備及びシステムの概要

- ・ 水系及び使用河川名 (水系名、取水河川名、放水河川名)
- ・ ダム及び水力発電所施設名 (ダム名、水力発電所名)
- ・ ダム、取水口位置
- ・ 発電方式 (ダム式、ダム水路式、水路式)
- ・ 使用水量 (最大、常時、常尖)
- ・ 総落差 (取水位、放水位、総落差)
- ・ 有効落差 (最大、常時、常尖)
- ・ 出力 (最大、常時、常尖)
- ・ 取水設備 (取水口の型式)
- ・ 導水路 (形式、亘長、内径)
- ・ 放水路 (形式、亘長、内径)
- ・ 水圧管路 (条数、長さ、内径)
- ・ 水車 (種類、容量、台数)
- ・ 発電機 (種類、容量、台数)
- ・ 変圧器 (容量、台数)
- ・ 発電システムの特徴 (設計根拠等も含め記載)
- ・ 機器構成図 (構成機器と容量等)
- ・ 単線結線図
- ・ 系統連系方式
- ・ システム仕様、参考図面

(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(4) 設備設置工事の概要

- ・ 建築工事
- ・ 土木工事 (用地整備、基礎、道路等)
- ・ 電気工事 (配電線、電気設備設置等)
- ・ 電力会社との協議内容

(注) 電力購入に関する電力会社の文書 (照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録 (電力会社の出席者の押印のあるもの) 等、電力会社との協議が整っていることが確認できる資料を添付すること。

(5) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・ 推定発電電力量 ○○MWh/年 (○○MWh/年・基)
- ・ 月毎の推定発電電力量 ○○MWh/月 (○○MWh/月)

(注) 毎月の推定発電電力量を記載すること。

- ・ 設備利用率 ○○. ○%

(注)  $\text{設備利用率} = \{[\text{年間推定発電電力量}] / ([\text{最大出力}] \times [24 \text{時間}] \times [365 \text{日}])\} \times 100$

- ・ 建設単価 ○○円/kW
- ・ 発電単価 ○○. ○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・ 売電単価 ○○. ○○円/kWh

(注1) 算出根拠資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し (メリット) を試算したものを添付すること。

(注3) 売電 (予定) 価格に係る電力会社との覚書の写し、予定価格が決まっていない場合には交渉

**【記載例】**  
**様式第2(水力発電)**

の経緯と交渉先の情報等を示す書類を添付すること。  
(注4) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(6) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・ 利用施設の電力消費量 (月毎の消費量及び年間消費量)
- ・ 利用施設の契約容量
- ・ 発生電力の用途
- ・ 売電する場合は売電する電力量 (月毎の売電量および年間売電量)

(注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

(7) 実施計画

- ① 当該年度事業実施内容
- ② 年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③ 事業実施予定スケジュール (別紙6)

(8) 事業費

- ・ 事業経費の配分 (別紙3)
- ・ 補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(9) 事業の実施体制

- ① 新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
  - ・ 補助事業の実施体制 (社内実施体制等)
  - ・ 発注業者等の選定方法
- ② 複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
  - ・ 発注フロー図
  - ・ 契約方式
  - ・ 事業の責任体制

(10) 取組の先進性等

- ① 取組の先進性

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

- ② 事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

- ③ 省エネルギー、環境改善効果 (別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(11) 事業実施に関連する事項

- ① 他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

- ② 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その

【記載例】  
様式第2(水力発電)

---

得についての進捗状況、許認可取得見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

④環境影響調査

- ・騒音障害（現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果）
- ・生態系（天然記念物等がある場合には、それに対する影響について）
- ・景観
- ・地元調整

(注) 各項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。また、環境影響調査報告書及び協議結果（承諾書、住民説明会の議事録等）を提出すること。

(12) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画（新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量（設備容量（kW、GJ/h等））、年間省エネルギー量（原油換算kl））について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績（新エネルギー等の種別、年度、導入量等）がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料（計画書・ビジョン等）がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(地熱発電)

様式第2 (地熱発電)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
- ・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・設置場所(または施設)施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びその周辺写真を添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

- ・発電システムの特徴 :
- ・地熱発電所施設名
- ・出力(最大、常時)
- ・発電機(種類、容量、台数)
- ・変圧器(容量、台数)
- ・発電システムの特徴
- ・機器構成図(構成機器と容量等)

**【記載例】**  
**様式第2(地熱発電)**

- ・単線結線図
- ・系統連系方式
- ・システム仕様、参考図面

(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・坑井掘削工事
- ・蒸気配管等敷設工事
- ・電気機械装置据付工事（発電機等設置工事、熱水供給施設等設置工事）
- ・電力会社との協議内容

(注) 電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録（電力会社の出席者の押印のあるもの）等、電力会社との協議が整っていることが確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・推定発電電力量 ○○kWh/年
- ・月毎の推定発電電力量 ○○MWh/月（○○MWh/月）

(注) 毎月の推定発電電力量を記載すること。

- ・設備利用率 ○○. ○%

$$= \frac{[\text{年間推定発電量}]}{([\text{最大出力}] \times [24\text{時間}] \times [365\text{日}])} \times 100$$

- ・建設単価 ○○円/kW
- ・発電単価 ○○. ○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・売電単価 ○○. ○○円/kWh

(注1) 算出根拠を明記し、必要により自然条件等の資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し（メリット）を試算したものを添付すること。

(注3) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・利用施設の電力消費量（月毎の消費量及び年間消費量）
- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力の用途
- ・売電する場合は売電する電力量（月毎の売電量および年間売電量）

(注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

(6) 実施計画

- ①当該年度事業実施内容
- ②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③事業実施予定スケジュール（別紙6）

(7) 事業費

- ・事業経費の配分（別紙3）
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）（別紙4）

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制

- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
  - ・補助事業の実施体制（社内実施体制等）
  - ・発注業者等の選定方法
- ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。

**【記載例】**  
**様式第2(地熱発電)**

- ・発注フロー図
- ・契約方式
- ・事業の責任体制

(9) 取組の先進性等

①取組の先進性

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果(別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③周辺環境への影響

(注) 地熱発電に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値(規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。)に対する環境負荷を対比した資料を添付のこと。

④地元住民への説明等

(注) 事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)

⑤設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

【記載例】  
様式第2(天然ガスコージェネレーション)

様式第2 (天然ガスコージェネレーション)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・機器構成図 (構成機器と容量等)

・系統連系方式

・システム仕様、参考図面

・機器配置図

・単線結線図

・配管、配線ルート図

**【記載例】**  
**様式第2(天然ガスコージェネレーション)**

(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がかかるようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作
- ・電力会社との協議内容

(注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ① コージェネレーション発電出力 ○○kW、年間発電量 ○○MWh/年  
蒸気○○kW、温水○○kW
- ② コージェネレーション熱出力○○MJ/h  
年間温熱生産量 ○○MJ、年間冷熱生産量 ○○MJ
- ③ 発電効率 ○○.○○% (補機使用電力量を除いた発電効率:○○.○○%)、  
排熱回収効率 ○○.○○%、総合効率 ○○.○○%
- ④ コージェネレーション以外の熱源機の熱出力 ○○MJ/h、  
年間温熱生産量○○MJ、年間冷熱生産量 ○○MJ
- ⑤ 供給面積 ○○ha、延床面積 ○○㎡
- ⑥ 熱供給能力温熱 ○○GJ/h、冷熱 ○○GJ/h
- ⑦ 熱電併給負荷想定

(注) 施設全体で使用する電力量および熱量と、コージェネレーション設備が供給する電力量および熱量について比較し、記載すること。

- ⑧ コージェネレーション排熱依存率 ○○.○%
- ⑨ 省エネルギー率 ○○.○%
- ⑩ 発電単価 ○○.○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- (注1) 高効率型天然ガスコージェネレーション設備の場合は①、②、③、⑧、⑨、⑩を記載すること。
- (注2) 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備(地域熱供給、特定電気事業)の場合は、①～⑩すべてを記載すること。
- (注3) 上記の発電量、生産量、効率等の数値関係については、計算式等の算定根拠資料を添付すること。
- (注4) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。
- (注5) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。
- (注6) 発電効率については、補機使用電力量(主に温水送出用のポンプ、冷却塔、冷却水循環ポンプ、冷却ファン等の動力による電力量)を差し引いた発電効率を併記すること。(発電電力量-補機電力消費量)×3.6÷(燃料消費量×低位発熱量)×100

(5) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)
- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力の用途
- ・売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)
- ・供給設備概要  
供給設備一覧(主要設備)
  - ・需要先概要  
需要先一覧及び熱供給量・電気供給量の割合

(注1) 他者への供給がある場合は、需要先との熱供給量・電気供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。

(注2) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

(6) 実施計画

【記載例】  
様式第2(天然ガスコージェネレーション)

---

- ①当該年度事業実施内容
  - ②年度別事業実施内容
  - (注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。
  - ③事業実施予定スケジュール (別紙6)
- (7) 事業費
- ・事業経費の配分 (別紙3)
  - ・補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4)
  - (注) 事業全体に要する経費について記載すること。
- (8) 事業の実施体制
- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
    - ・補助事業の実施体制 (社内実施体制等)
    - ・発注業者等の選定方法
  - ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
    - ・発注フロー図
    - ・契約方式
    - ・事業の責任体制
- (9) 取組の先進性等
- ①取組の先進性
  - (注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。
  - ②事業の波及性、効果性
  - (注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。
  - (注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めるとなりますのでご注意ください。
  - ③省エネルギー、環境改善効果 (別紙7)
- ※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること
- (10) 事業実施に関連する事項
- ①他の補助金との関係
  - (注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。
  - ②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項
  - (注1) 事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。
  - (注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。
  - ③設備の保守計画
  - (注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。
- (11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画
- ①将来の新エネルギー等設備導入計画について
  - (注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画 (新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量 (設備容量 (kW、GJ/h 等))、年間省エネルギー量 (原油換算 k1)) について記載すること。
  - ②過去の新エネルギー等設備導入実績について
  - (注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績 (新エネルギー等の種別、年度、導入量等) がある場合は記載すること。
  - (注2) 記載内容について根拠となる資料 (計画書・ビジョン等) がある場合は添付すること。

様式第2 (燃料電池)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。

・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。

・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。

・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・発電システムの出力 :

・発電システムの特徴 :

・機器構成図 (構成機器と容量等)

・単線結線図

・系統連系方式

・システム仕様、参考図面

・配管ルート図

・配線ルート図

**【記載例】**  
**様式第2(燃料電池)**

(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作
- ・電力会社との協議内容

(注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・燃料電池発電出力 ○○kW、年間発電量 ○○MWh/年  
蒸気 ○○kW、温水 ○○kW
- ・燃料電池熱出力 ○○MJ/h  
年間温熱生産量 ○○MJ、年間冷熱生産量 ○○MJ
- ・発電効率 ○○. ○○%、排熱回収効率 ○○. ○○%、総合効率 ○○. ○○%
- ・省エネルギー率 ○○. ○%
- ・燃料種別 (天然ガス、○○消化ガス等)
- ・熱電併給負荷想定

(注) 施設全体で使用する電力量および熱量と、燃料電池設備が供給する電力量および熱量について比較し、記載すること。

- ・発電単価 ○○. ○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

(注1) 上記の発電量、生産量、効率等の数値関係については、計算式等の算定根拠資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注3) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) 発生電力、熱の利用場所及び用途等

- ・利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)
- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力の用途
- ・売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)

(注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

- ・供給設備概要  
供給設備一覧(主要設備)
- ・需要先概要

需要先一覧及び電気供給量・熱供給量の割合

(注) 他者への供給がある場合は、需要先との電気供給・熱供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。

(6) 実施計画

- ①当該年度事業実施内容
- ②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(7) 事業費

- ・事業経費の配分(別紙3)
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制

- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
  - ・補助事業の実施体制（社内実施体制等）
  - ・発注業者等の選定方法
- ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
  - ・発注フロー図
  - ・契約方式
  - ・事業の責任体制

(9) 取組の先進性等

①取組の先進性

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果（別紙7）

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画（新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量（設備容量（kW、GJ/h等））、年間省エネルギー量（原油換算kl））について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績（新エネルギー等の種別、年度、導入量等）がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料（計画書・ビジョン等）がある場合は添付すること。

様式第2 (マイクログリッド)

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : ○○株式会社 (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : 代表取締役社長○○○○○ (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町・・・

担当者連絡先1 (注) 協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ( )

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。協議会から当該申請書の内容について確認する際には、「担当者連絡先1」の方にご連絡します。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住 所 : ○○○○ (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : ○○線○○駅 (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
- ・設置場所、施設の名称 : ○○○○○ (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・設置場所(または施設)の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 電力・熱需要

- ・事業区域内のエネルギー複合需要パターン :  
夏期、中間期、冬期における24時間の電力・熱需要パターン(需要曲線)
- ・電力・熱最大需要 :  
最大電力需要、最大温熱需要、最大冷却需要
- ・発電電力の需要先一覧及び電気供給量の割合 :

(注) 事業者の新エネルギー等設備導入前後のそれぞれにおけるエネルギー需給を明確に記載すること。

と。他者への供給がある場合は、需要先との電気供給契約およびその条件等の資料を添付すること。

(3) 各電力・熱供給設備及びシステムの概要

- ・新設・既設の別
- ・発電出力〇〇kW (〇〇kW×〇基)
- ・熱出力
- ・発電効率
- ・熱回収効率
- ・想定年間発生電力量： 〇〇MWh/年 (〇〇MWh/年・基)

(注) 毎月の推定発電量と併せて記載

- ・想定年間温熱・冷熱発生量等
- ・発電、熱供給システムの構成・特徴
- ・全体システム仕様 (発電・熱供給システム、制御システム)
- ・機器構成図
- ・単線結線図
- ・配管、配線ルート図等

(注1) 発電効率、熱回収効率、想定年間発生電力量、想定年間温熱・冷熱発生量の数値は計算式等の算定根拠を添付すること。

(注2) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(4) 電源構成

- ・発電設備の出力決定根拠
- ・各電源の役割分担 (ベース電源、調整電源等)

(5) 原材料 (バイオマス、燃料等) の調達方法・種類・低位発熱量・使用量

(注) バイオマス燃料の使用量 (時間・日・年単位)

- ・マテリアルバランス図
- ・残渣物の処理方法

(6) 制御システム

- ・制御システム構成：制御装置の仕様
- ・制御監視方式：制御センターの概要、監視装置仕様、運転体制等
- ・制御方式の説明：①電力・熱負荷追従方式 (注) 想定需要カーブにおける各電源・熱源の負荷分担を含めて具体的に記載すること。  
②同時同量供給の目標レベルと設定根拠及び確認方法  
③想定される系統擾乱・負荷突変時の対応  
④エネルギー供給設備故障時等のバックアップの考え方  
⑤電力品質の目標値・設定根拠及び実現・確認方法  
⑥熱の品質の目標値と設定根拠

(7) システムの経済性

- ・システム全体のインシヤルコスト (各種電源、主要装置、設備別) 一覧
- ・システム全体のランニングコスト (装置毎に燃料費、保守費、用役費等) 一覧
- ・発電単価及び算定根拠： 〇〇. 〇〇円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・熱供給単価及び算定根拠

**【記載例】**  
**様式第2(マイクログリッド)**

※算定方法については【関連資料2】

- ・売電単価 ○○. ○○円/kWh

(注1) 算出根拠を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注3) 売電(予定)価格に係る電力会社との覚書の写し、予定価格が決まっていない場合には交渉の経緯と交渉先の情報等を示す書類を添付すること。

(注4) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(注5) 推定発電電力量について月毎の電力量も含めて必ず記載してください。

(8) 環境影響調査等

- ・環境影響調査等(生活環境影響調査含む)の要否
- ・地元調整

(注1) 周辺環境への影響に関して、各種規制値(規制値を想定している法令名、条例等を記載すること)に対する環境負荷を対比した資料を添付すること。また、環境影響調査は地方公共団体の定めた条例等に準じて実施すること。

(注2) 調査項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。また、環境影響調査報告書及び協議結果(承諾書、住民説明会の議事録等)を提出すること。

(9) 設備設置工事の概要

- ・建築工事
- ・土木工事
- ・電気工事(配電線、電気設備設置等)
- ・電力会社との協議内容

(注) 電力購入に関する電力会社の文書(照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)協議に関する議事録(電力会社の出席者の押印のあるもの)等、電力会社との協議が整っていることが確認できる資料を添付すること。

(10) 実施計画

- ①当該年度事業実施内容
- ②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(11) 事業費

- ①事業経費の配分(別紙3)
- ②補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(12) 事業の実施体制

- ①新規事業の場合、次の項目を別紙5-1に記載すること。
  - ・補助事業の実施体制(社内実施体制等)
  - ・発注業者等の選定方法
- ②複数年事業で継続事業の場合、別紙5-2に必要事項を記載すること。
  - ・発注フロー図
  - ・契約方式
  - ・事業の責任体制

(13) 取組の先進性等

- ①取組の先進性

**【記載例】**  
**様式第2(マイクログリッド)**

(注) これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

③省エネルギー、環境改善効果 (別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(14) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要がわかる資料を添付すること。

(15) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

様式第2（別紙3）（太陽光発電）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度> ※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考	
	金額	説明	金額	説明	積算内訳				
設計費		実施設計		実施設計		1/3 以内 または 25 万円 /kW の いずれか 低い額	000,000	※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。	
(小計)									
購入費		太陽電池本体 インバータ附帯設備 架台 キュービクル システム保護装置		太陽電池本体 インバータ附帯設備 架台 キュービクル システム保護装置	設備能力、形式、 面積、長さ、容 量等の基本仕様 についてそれぞ れ記載のこと。				000,000
(小計)									
工事費		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上				000,000
(小計)									
諸経費		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上		000,000		
(小計)									
合計									
消費税									
総計									

(単位：円)

- (注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。  
 (注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。  
 (注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（風力発電）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内	※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。	
設備費 (小計)		風力発電機 風車本体 タワー 変電設備 監視記録装置 障害燈		風力発電機 風車本体 タワー 変電設備 監視記録装置 障害燈	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		造成工事 基礎工事 据付工事 電気工事 附帯工事 試運転調整		造成工事 基礎工事 据付工事 電気工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

- (注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。  
 (注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。  
 (注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（太陽熱利用）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内	※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。	
設備費 (小計)		集熱器 架台 熱交換器 蓄熱槽 制御装置		集熱器 架台 熱交換器 蓄熱槽 制御装置	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（温度差エネルギー）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
設備費 (小計)		熱供給設備 熱源水設備 電気設備 空調・換気設備		熱供給設備 熱源水設備 電気設備 空調・換気設備	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		取放水管敷設工事 地域導管敷設工事 基礎工事 据付工事 電気工事 配管が外類工事 附帯工事 試運転調整		取放水管敷設工事 地域導管敷設工事 基礎工事 据付工事 電気工事 配管が外類工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（バイオマス発電）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。
設備費 (小計)		バイオマス受入供給設備 ボイラ（燃焼室含） タービン・発電機 排ガス処理設備 排水処理設備 電気・計装設備 所内配送変電設備		バイオマス受入供給設備 ボイラ（燃焼室含） タービン・発電機 排ガス処理設備 排水処理設備 電気・計装設備 所内配送変電設備	設備能力、形式、 面積、長さ、容 量等の基本仕様 についてそれぞ れ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 計装工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 計装工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 （電力会社に支払う費用）		電力工事負担金 （電力会社に支払う費用）	同上			
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（バイオマス熱利用）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
設備費 (小計)		バイオマス受入・供給 設備 ボイラ（燃焼室含） 排ガス処理設備 通風設備 電気・計装設備		バイオマス受入・供給 設備 ボイラ（燃焼室含） 排ガス処理設備 通風設備 電気・計装設備	設備能力、形式、 面積、長さ、容 量等の基本仕様 についてそれぞ れ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 （電力会社に支払う 費用）		電力工事負担金 （電力会社に支払う 費用）	同上			
合計								
消費税								
総計								

- （注1） 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。  
 （注2） 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。  
 （注3） 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（バイオマス燃料製造）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
設備費 (小計)		バイオマス受入・供給設備 メタン発酵設備 ガス貯留設備 消化液貯留設備		バイオマス受入・供給設備 メタン発酵設備 ガス貯留設備 消化液貯留設備	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)								
合計								
消費税								
総計								

（注1） 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

（注2） 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

（注3） 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（雪氷熱利用）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考	
	金額	説明	金額	説明	積算内訳				
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。	
設備費 (小計)		貯雪氷設備 ポンプ、送風機 熱交換器 制御装置 空調機		貯雪氷設備 ポンプ、送風機 熱交換器 制御装置 空調機	設備能力、形式、 面積、長さ、容 量等の基本仕様 についてそれぞ れ記載のこと。				
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管、ダクト類工事		基礎工事 据付工事 電気工事 配管、ダクト類工事	同上				※工事請負会社に 支払う一般管理費 等は工事費の費目 に入れること。
諸経費 (小計)									
合計									
消費税									
総計									

（注1） 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

（注2） 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

（注3） 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（水力発電）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
設備費 (小計)		水車発電機 水車 発電機 制御盤 変電設備 記録装置		水車発電機 水車 発電機 制御盤 変電設備 記録装置	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		造成工事 基礎工事 据付工事 電気工事 附帯工事 試運転調整		造成工事 基礎工事 据付工事 電気工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

- (注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。  
 (注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。  
 (注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（地熱発電）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
設備費 (小計)		地熱発電本体 制御盤 変電設備		地熱発電本体 制御盤 変電設備	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（天然ガスコージェネレーション）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内	※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。	
設備費 (小計)		ガスタービン発電設備 排ガス処理設備 電気設備 排熱利用設備 附帯設備		ガスタービン発電設備 排ガス処理設備 電気設備 排熱利用設備 附帯設備	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

（注1） 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

（注2） 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

（注3） 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（燃料電池）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		※発注予定先（製作・施行者等）がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
設備費 (小計)		燃料電池本体 電気設備 熱利用設備 附帯設備		燃料電池本体 電気設備 熱利用設備 附帯設備	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2（別紙3）（マイクログリッド）

事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/3 以内		
設備費 (小計)		太陽光発電設備 風力発電設備 太陽熱設備 天然ガスコジェネ 燃料電池設備 バイオマス設備 水力発電		太陽光発電設備 風力発電設備 太陽熱設備 天然ガスコジェネ 燃料電池設備 バイオマス設備 水力発電	設備能力、形式、 面積、長さ、容 量等の基本仕様 についてそれぞ れ記載のこと。			※発注予定先（製 作・施行者等）があ る場合やその他参 考となる事項につ いて記載のこと。
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			※工事請負会社に 支払う一般管理費 等は工事費の費目 に入れること。
諸経費 (小計)		電力工事負担金		電力工事負担金	同上			
合計								
消費税								
総計								

- (注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。  
 (注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。  
 (注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。  
 (注4) 設備費については、新エネルギー等毎に詳細な内訳を添付すること。

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

【年度別】

（単位：円）

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (グリーン電力基金、寄付等)	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金 (県補助金等)	小計		(銀行名)	(銀行名)	小計			
平成〇〇年度					0			0		0		
平成〇〇年度					0			0		0		
平成〇〇年度					0			0		0		
平成〇〇年度					0			0		0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

様式第2（別紙5－1） ※今回新規に申請される方はこの用紙に記載して提出すること。  
【設備導入】

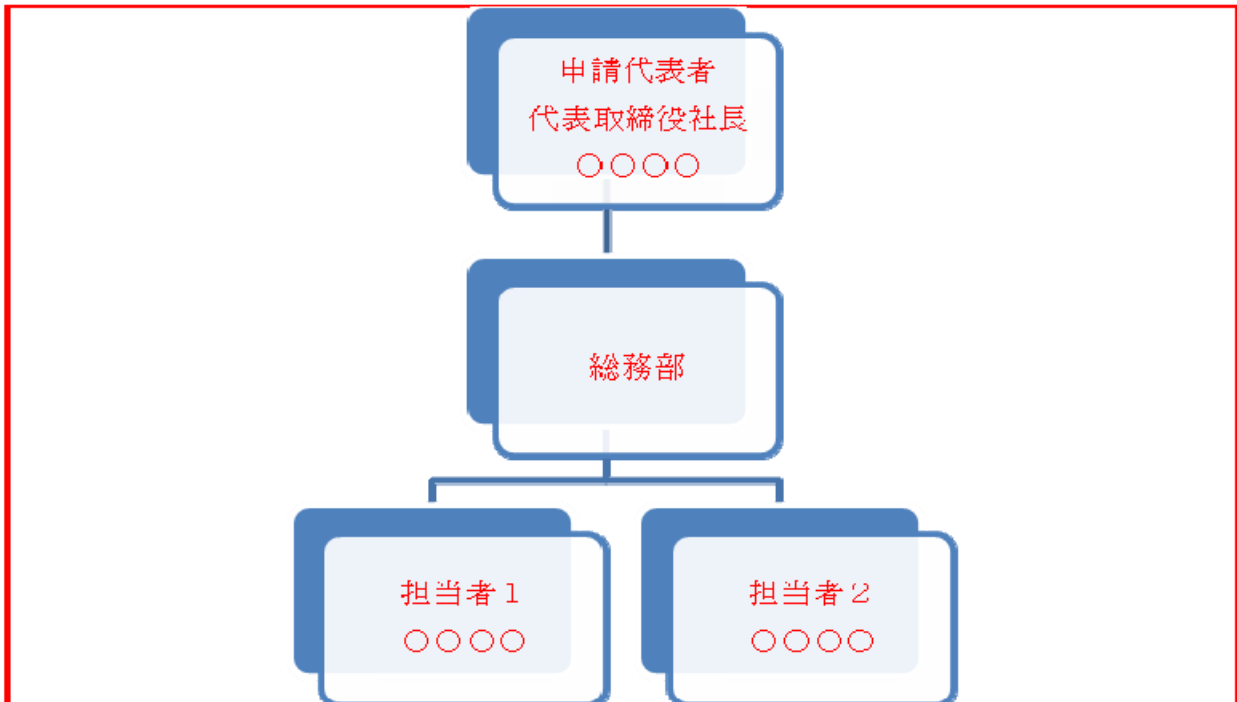
### 事業実施体制

1. 補助事業名  
○○○○○事業

2. 事業実施社内体制

申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者1、担当者2の所属部署が記載された、申請事業の実施体制を簡潔に記載、あるいは添付を願います。

参考図



3. 請負会社選定方法

様式第2（別紙5－2）

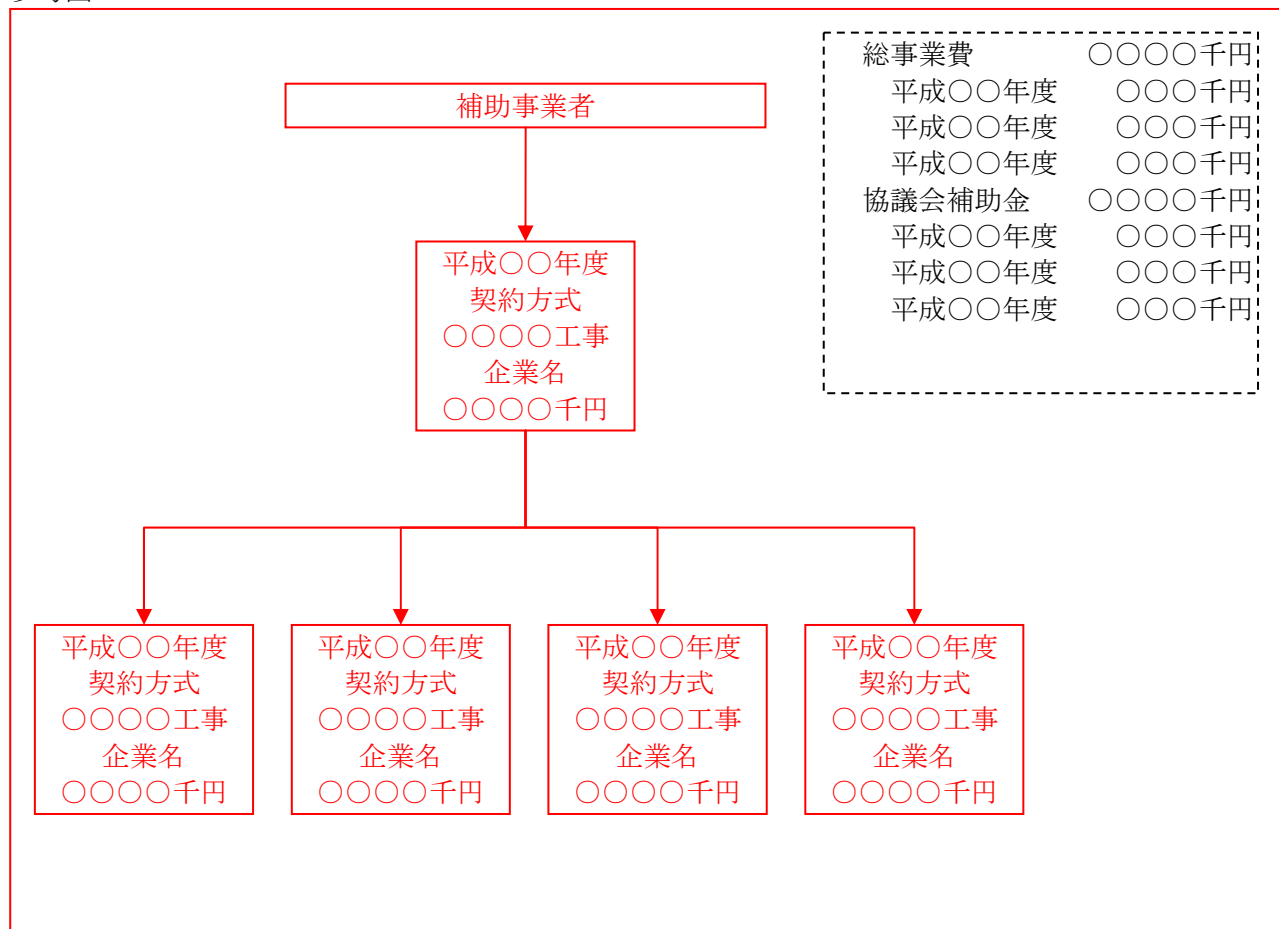
※複数年度事業実施者の2年度目以降の申請者は、この用紙に記載して提出すること。

【設備導入】

事業実施体制

- 1. 補助事業名  
○○○○○事業
- 2. 発注フロー図

参考図



(注1) 一括請負契約の場合は、下請業者まで記載すること。

(注2) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」のいずれかを記載すること。

(機種選定、業者選定等を行う場合は、理由書等を添付すること。)

(注3) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。

3. 責任体制

(注) 請負業者間に未払い、倒産等のトラブルが発生した場合の責任の所在について記載すること。

事業実施予定スケジュール

<平成21年度>

項目	平成21年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
電力協議	■												
実施設計					■								
設備購入								■					
支払											■		
建物本体建設工事						■							

- (注1) 平成21年度のスケジュールを記載すること。3月は補助対象事業は実施できません。  
 (注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。  
 (注3) 補助対象外で事業に関係する工事（建屋工事等）がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電力協議	■			
実施設計	■			
設備購入		■	■	
支払		■		
基礎工事		■		
据付工事		■		
支払			■	
建屋本体建設工事	■			

省エネルギー・環境改善効果  
(新エネルギー等に係るもの)

- 発電設備： 年間電力負荷 MWh
- 熱設備等： 年間熱負荷 GJ (冷熱 GJ, 温熱 GJ)

		年間エネルギー消費量		備考
		[固有値] (kL、t、MWh、千Nm <sup>3</sup> 等)	[原油換算値] (kL)	
従来方式	燃料			
	商用電力			
	計	—		
新エネルギー等 方式	燃料			
	商用電力			
	計	—		
削減効果	削減量	—		
	削減率	—	%	

(注1) 各新エネルギー種別の算定方法は次頁を参照のこと。

(注2) 算出根拠等も必ず提出すること。

(注3) 燃料については、名称、使用量の単位を明記すること。また、行数が不足する場合は、適宜追加して作成すること。

(注4) 原油換算値の算出にあたっては、下記の原油換算係数を用いて算出すること。下記の原油換算係数以外から算出する場合は、燃料の発熱量等根拠資料を添付すること。

(注5) 商用電力については、夜間電力と昼間電力とを明確に区分して把握できる場合は、それぞれに区分して原油換算値を記載してもよい。

【原油換算係数】灯油：0.95kL/kL、A重油：1.01kL/kL、LPG：1.30kL/t、一般炭：0.69kL/t、  
商用電力：0.254kL/MWh、都市ガス：0.0258kL/GJ、軽油：0.99kL/kL、C重油：1.08kL/kL、  
LNG：1.41kL/t

「省エネルギー・環境改善効果」  
年間エネルギー消費量（固有値）の算定方法

1. 太陽光発電

- (1) 従来方式：太陽光発電設備の出力と稼働率等をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。燃料消費量はゼロとする。
- (2) 新エネ方式：燃料消費量・商用電力の量（買電量）ともゼロとする。

2. 風力発電

- (1) 従来方式：風力発電設備の出力と稼働率等をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。
- (2) 新エネ方式：風力発電設備の起動時や補機類等の年間消費電力量を商用電力の量（買電量）として記入し、燃料消費量はゼロとする。

3. 太陽熱利用

- (1) 従来方式：熱供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量（温熱、冷熱））を求め、従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。
- (2) 新エネ方式：上記で求めた年間熱負荷について、太陽熱利用設備を導入した上で、追加的に補助燃料・商用電力も使用する場合はその補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

4. 温度差エネルギー

- (1) 従来方式：熱供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量（温熱、冷熱））を求め、従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。
- (2) 新エネ方式：上記で求めた年間熱負荷について、新エネ（温度差エネルギー）を導入した上で、追加的に補助燃料・商用電力も使用する場合はその補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

5. バイオマス発電

- (1) 従来方式：バイオマスから得られ利用される年間発熱量及び発電効率をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。
- (2) 新エネ方式：バイオマス発電設備の運転に必要な補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

6. バイオマス熱利用

- (1) 従来方式：熱供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量）を求め、従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。
- (2) 新エネ方式：バイオマス熱利用設備を導入した上で、追加的に補助燃料・商用電力を使用する場合はその補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

7. バイオマス燃料製造

- (1) 従来方式：バイオマスから製造された燃料の年間発熱量を算出し、それに相当する石油（原油）量を記入する。
- (2) 新エネ方式：バイオマス燃料製造設備の運転に必要な補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

8. 雪氷熱利用

- (1) 従来方式：熱供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量）を求め、従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。
- (2) 新エネ方式：上記で求めた年間熱負荷について、新エネ（雪氷熱利用）を導入した上で、追加的に補助燃料・商用電力も使用する場合はその補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

## 9. 水力発電

- (1) 従来方式：水力発電設備の出力と稼働率等をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。燃料消費量はゼロとする。
- (2) 新エネ方式：水力発電設備の起動時や補機類等の年間消費電力量を商用電力の量（買電量）として記入し、燃料消費量はゼロとする。

## 10. 地熱発電

- (1) 従来方式：地熱発電設備の出力と稼働率等をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。燃料消費量はゼロとする。
- (2) 新エネ方式：地熱発電設備の起動時や補機類等の年間消費電力量を商用電力の量（買電量）として記入し、燃料消費量はゼロとする。

## 11. 天然ガスコージェネレーション

- (1) 従来方式：供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量（温熱、冷熱））及び年間電力負荷（需要量）を求め、従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。
- (2) 新エネ方式：上記で求めた年間熱負荷及び年間電力負荷について、天然ガスコージェネレーション設備を導入した場合に使用する主燃料、追加的に補助燃料、商用電力を使用する場合はその補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

## 12. 燃料電池

- (1) 従来方式：供給対象となる建物の年間熱負荷（需要量（温熱、冷熱））及び年間電力負荷（需要量）を求め、従来方式の場合に使用すると考えられる燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。
- (2) 新エネ方式：上記で求めた年間熱負荷及び年間電力負荷について、燃料電池を導入した場合に使用する主燃料、追加的に補助燃料・商用電力を使用する場合はその補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

(消費税)

※補助金交付申請額に消費税を含めた方は、本様式を提出する必要があります。

消費税等仕入控除についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する仕入れに伴う消費税等の控除が出来ない(又は、出来ない見込みの)ため、補助金交付申請額に仕入れ消費税分を含めて申請いたします。

記

1. 対象期間：

自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 3 月 31 日

2. 該当する消費税法の条項：

---

## 誓 約 書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住所  
名称  
代表者等名 印

平成 年度新エネルギー等事業者支援対策費補助金の交付申請をするにあたり、申請した設備が完成したときは「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第9条に定める新エネルギー等発電設備の認定を受けることを約束します。

また、過去に当該補助金を受けて設置した設備（風力発電、太陽光発電、バイオマス発電（過去に廃棄物発電で交付決定を受けたもので、バイオマス燃料を含んでいるものを含む。))で、一般電気事業者、特定電気事業者、又は特定規模電気事業者に売電をしているものについても、全て新エネルギー等発電設備の認定を受けることを約束します。

(注) 本書類は、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電事業で、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者に売電する場合に必要となります。

RPS 法の認定を既に受けている事業は経済産業大臣の認定通知のコピー、申請中の事業は申請書のコピーが必要です。

## 10. 関連資料

【関連資料1】	財産処分制限期間について	101
【関連資料2】	発電単価（又は熱利用単価）の算定方法について	102
【関連資料3】	RPS法の設備認定申請・利用計画の認定申請受付及び相談窓口	103
【関連資料4】	債務保証制度に関する問合せ先	104
【関連資料5】	補助事業における利益等排除について	105
【関連資料6】	税制上の優遇措置について	106
【関連資料7】	財政投融資による助成措置について	113
【関連資料8】	国庫補助金で取得した固定資産等の圧縮記帳について	114
【関連資料9】	新エネルギー等の導入に係る関係法令の一例	115
【関連資料10】	提出書類の作成イメージ	117

## 財産処分制限期間について

補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。

### 財産処分制限期間 一覧

太陽光発電	17年
（建物附属設備である場合）	15年
風力発電	17年
太陽熱利用	15年
温度差エネルギー	15年
バイオマス発電	15年
バイオマス熱利用	15年
バイオマス燃料製造	15年
雪氷熱利用	20年
水力発電	20年
地熱発電	15年
天然ガスコージェネレーション	15年
燃料電池	15年

## 関連資料 2

### 発電単価及び熱利用単価の算定方法について

発電単価及び熱利用単価の計算は、次式により行ってください。

算定にあたっては、協議会で配布する計算フォーム（EXCELファイル）を使用し、当該フォームの電子データ（FD 又は CD）を申請書とともに提出してください。

$$\begin{array}{|l} \text{発電単価} \\ \text{(又は熱利用単価)} \end{array} = \frac{\text{設置コスト} \times \text{年経費率} + \text{年間燃料費} + \text{年間運転経費} - \text{排熱メリット}}{\text{年間発電電力量 (又は年間熱利用量)}}$$

#### <各項目の数値の考え方>

設置コスト : 補助対象経費

年経費率 : 次式により算定する。

年経費率 =  $r / (1 - (1 + r)^{-n})$      $r$  : 利子率     $n$  : 運転年数

利子率は4%、運転年数は参考資料1の財産処分制限期間表で指定する数値

年間燃料費 : 燃料費、補助燃料費、補機電力費、原料費、水道費等

年間運転経費 : 固定資産税、保険料、メンテ費（定期点検費、運転員人件費、委託費等）

排熱メリット : 排熱を利用する設備については、利用される排熱分の熱を既存熱源で賄った場合に必要となる燃料費を、排熱メリットとして計算に加える

### RPS 法の設備認定申請・利用計画の認定申請受付及び相談窓口

RPS 法に基づく設備認定等を行うのは、新エネルギーの導入場所を管轄地域とする経済産業局・沖縄総合事務局となります。各経済産業局・沖縄総合事務局における申請書受付窓口は以下のとおりです。

事業実施場所	担当局、課	部署
北海道	北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 電話:011-709-2311	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー課 電話:022-221-4932	〒980-8403 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県、静岡県	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 電話:048-600-0363	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館8F
岐阜県、愛知県、三重県、 富山県、石川県	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 電話:052-951-2775	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2丁目5番2号
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 福井県	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 電話:06-6966-6043	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 電話:082-224-5713	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 電話:087-811-8535	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 電話:092-482-5475	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課 電話:098-866-1757	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階

(注) 上記窓口にて、申請又は相談される場合には、予めご連絡のうえ、お越しくください。

## 債務保証制度に関する問合せ先

債務保証制度については、以下の担当者に問い合わせ願います。

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO 技術開発機構）

エネルギー対策推進部 企画調整グループ

担当：村上、長原、小出

TEL. 044-520-5180

FAX. 044-520-5186

## 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象費用の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### (1) 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の 1)～3) の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- 1) 補助事業者自身
- 2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- 3) 補助事業者の関係会社（上記2)を除く）

### ①利益等排除の方法

- 1) 補助事業者の自社調達の場合  
原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。
- 2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合  
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
- 3) 補助事業者の関係会社（上記 2)を除く）からの調達の場合  
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

税制上の優遇措置について

(1) エネルギー需給構造改革投資促進税制 (国税) (略称: エネ革税制)

①根拠法令

租税特別措置法第 10 条の 2 (所得税)、第 42 条の 5 (法人税)、第 68 条の 10

租税特別措置法施行令第 5 条の 4 (所得税)、第 27 条の 5 (法人税)

②対象者: 個人又は法人のうち青色申告書を提出する者

なお、税額控除を受けられる個人・法人は、以下に該当する中小企業者又は農業共同組合等に限定 (それ以外の個人・法人は、特別償却のみの適用。)

- ・個人にあつては、常時使用する従業員の数が千人以下の個人とする。
- ・法人にあつては、資本若しくは出資の金額が 1 億円以下の法人 (人格のない社団等を含む。) のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人とする。
  - 一 その発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人 (資本若しくは出資の金額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。) の所有に属している法人
  - 二 前号に掲げるもののほか、その発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

③スキーム

対象設備 (全て告示で指定されている) を取得等し、その後 1 年以内に事業の用に供した場合に、以下のいずれか一方を選択できる。

- ① 基準取得価額 (計算の基礎となる価額) の 7% 相当額の税額控除
- ② 普通償却に加えて基準取得価額の 30% (※) 相当額を限度として償却できる特別償却 (※) 平成 21 年 4 月 1 日から 2 年間は初年度即時償却 (取得価額の全額 (100%)。)

④適用期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

⑤対象設備 (別表参照)

- ・エネルギー有効利用付加設備等
- ・新エネルギー利用設備等

⑥基準取得価額

対象設備の取得価額に下表右欄の比率を掛けたもの

区分		掛け目
一般	エネルギー有効利用付加設備等	100%
	新エネルギー利用設備等	100%

⑦制度上の留意点

- ・対象設備を直接取得した場合にのみ適用が受けられ、リース契約による場合には適用されない。
- ・取得設備を取得後 1 年以内に当該法人の事業の用に供した場合に適用され、貸付の用に供した場合には適用されない。
- ・税額控除を適用する場合、税控除額は当期法人税額の 20% を上限とする。
- ・税額控除不足額、特別償却不足額は一年繰り越し可能。
- ・他の租税特別措置との重複適用は認められない。
- ・エネルギー有効利用付加設備等については、証明制度あり。

## ⑧関係法令等

### ・法律

租税特別措置法第 10 条の 2、第 42 条の 5 及び 68 条の 10

### ・政令

同法施行令第 5 条の 4 及び第 27 条の 5

### ・告示

平成 4 年 3 月 31 日大蔵省告示第 57 号

平成 4 年 3 月 31 日通商産業省告示第 145 号

平成 5 年 3 月 31 日大蔵省告示第 77 号 (一部改正)

平成 5 年 3 月 31 日通商産業省告示第 136 号 (一部改正)

平成 6 年 3 月 31 日大蔵省告示第 84 号 (一部改正)

平成 6 年 3 月 31 日通商産業省告示第 156 号 (一部改正)

平成 7 年 3 月 31 日大蔵省告示第 72 号 (一部改正)

平成 7 年 3 月 31 日通商産業省告示第 177 号 (一部改正)

平成 8 年 3 月 31 日大蔵省告示第 94 号 (一部改正)

平成 8 年 3 月 31 日通商産業省告示第 138 号 (一部改正)

平成 10 年 3 月 31 日大蔵省告示第 138 号 (一部改正)

平成 10 年 3 月 31 日通商産業省告示第 164 号 (一部改正)

平成 12 年 3 月 31 日大蔵省告示第 73 号 (一部改正)

平成 12 年 3 月 31 日通産省産業省告示第 166 号 (一部改正)

平成 14 年 3 月 31 日財務省告示第 131 号 (一部改正)

平成 14 年 3 月 31 日経済産業省告示等 161 号 (一部改正)

平成 15 年 3 月 31 日財務省告示 160 号 (一部改正)

平成 15 年 3 月 31 日経済産業省告示 102 号 (一部改正)

平成 16 年 3 月 31 日財務省告示第 165 号 (一部改正)

平成 18 年 3 月 31 日財務省告示第 148 号 (一部改正)

平成 20 年 4 月 30 日財務省告示第 159 号 (一部改正)

## ⑨問合せ先

経済産業省電話 03-3501-1511 (代表)

○資源エネルギー庁長官官房総合政策課 (税制一般)

○同庁省エネルギー新エネルギー部

・省エネルギー対策課他 (エネルギー有効利用付加設備等)

・新エネルギー対策課他 (新エネルギー有効利用設備等)

詳細につきましては、上記宛お問い合わせ下さい。

I. エネルギー需要構造改革設備

別表 2 ②エネルギー有効利用付加設備等

番号	機械その他の減価償却資産
20	熱併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式、ダブル酸素センサー付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再燃サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結するヒートポンプ方式熱源装置、発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換機、排熱ボイラー若しくは廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）

II. エネルギー供給構造改革設備

別表 4 ①新エネルギー利用設備等（15設備）

番号	機械その他の減価償却資産
1	太陽熱利用集蓄熱装置（集熱面積が 75 平方メートル以上の太陽集熱器及び熱媒を循環させる機構を有するものうち、当該太陽集熱器、蓄熱槽、補助熱源装置、専用の自動調整装置及び配管並びにポンプ又は送風機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の温水加熱吸収式若しくはランキンサイクルエンジン駆動式冷凍機又は冷却機を含む。）
2	未利用エネルギー利用設備（未利用エネルギーを利用するために設置するものうち、第 1 号から第 4 号までの 1 に該当するもの及び第 5 号又は第 6 号に該当するものに限る。） 一 河川又は海水を熱源とするものうち、当該河川水又は海水の採水設備（取水口設備、放水口設備及び取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び熱源からヒートポンプまでの間の配管を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置若しくは自動調整装置を含む。） 二 中水（生活排水等の処理水又は雨水を循環させることにより、飲料水以外の生活用水として利用されるものをいう。）又は下水を熱源とするものうち、当該中水又は下水の採水装置（取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び熱源からヒートポンプまでの間の配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、計量装置、貯水槽若しくは自動調整槽を含む。 三 地下水を熱源とするものうち、当該地下水の採水装置（取水井、還水井及び取水ポンプに限る。）及び熱源からヒートポンプまでの間の配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、計量装置、貯水槽若しくは自動調整装置を含む。 四 前各号に掲げる設備により製造された熱媒体を供給・回収するための導管（これと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、供給制御装置若しくは計量装置を含む。） 五 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とするものうち、当該雪又は氷の貯蔵設備及び配管を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の搬送ポンプ、送風機、熱交喚起又は自動調整装置を含む。）
3	バイオマス利用装置（次の各号の 1 に該当するものに限る。） 一 紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー（紙又はパルプに製造工程において生じた産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。）を燃焼させることにより蒸気を発生させるボイラー（ストーカ式燃焼

	<p>装置を除く。)で、定格蒸気発生量が毎時1トン以上のもののうち、排ガスを利用して燃焼用空気を200度以上に加熱する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の前処理装置、熱交換器、送風機、搬送装置、灰処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含む。)</p> <p>二 リグニン燃焼ボイラー(濃縮されたパルプ廃液に含まれるリグニンを燃焼させることにより蒸解薬液を回収するとともに蒸気を発生させるもの(蒸気温度が500度以上で、かつ、蒸気圧力が9,806キロパスカル以上のものに限る。)のうち、ボイラーの排ガス排出口における排ガスの温度が130度以下で、かつ、ボイラー効率が70パーセント以上のもの及び専用の自動調整装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の溶融タンク、送風機、ポンプ又は配管を含む。)</p> <p>三 木質バイオマス発電装置(木質の廃棄物を熱分解して取り出した可燃性ガスを燃料として発電を行うもので、ガス化炉、ガス精製装置、ガスエンジン又はガスタービン及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の破砕機、乾燥機、選別機、固形機、原料供給装置、搬送装置、ガス貯蔵装置、ばい煙処理装置、熱回収ボイラー、熱交換器、自動調整装置、系統連系用保護装置、送風機、ポンプ又は配管を含む。)</p> <p>四 木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第二百八号)第一条第一号に規定するバイオマス(次号及び第七号において同じ。)のうち木質のものを燃料として発電及び木材の乾燥を行うもので、ボイラー、蒸気タービン、発電機及び木材乾燥機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃料供給装置、熱交換器、ばい煙処理装置、冷却塔、自動調整装置、系統連系用保護装置、送風機、ポンプ又は配管を含む。)</p> <p>五 木質バイオマス利用加温装置(バイオマスのうち木質のものを原材料とするチップ又は固形燃料を燃焼させることにより温水又は温風を発生させるもののうち、燃料の供給量を自動的に調整する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の燃料貯蔵設備、燃料搬送装置、自動調整装置、灰処理装置、排ガス処理装置、送風機、ポンプ又は配管を含む。)</p> <p>六 バイオマス利用メタンガス製造装置(廃棄物を発酵させることにより発生させた混合ガスからメタンガスを精製する装置のうち、前処理装置及び残さ濃縮装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料供給装置、ポンプ又は配管を含む。)</p> <p>七 バイオマスエタノール製造設備(バイオマスを原材料としてアルコール濃度九十九・五パーセント以上のエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置(蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。)又は膜処理装置(膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。)を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の粉砕機、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、熱交換器、冷却装置、ボイラー、廃水処理装置、貯蔵装置、ポンプ又は配管を含む。)</p>
4	<p>風力発電装置(風力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもので、ロータ及び発電機を同時に設置する場合これらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。)</p>

5	太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に交換するもので、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）
---	--

別表5 ② その他の石油代替エネルギー利用設備等（15設備）

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	<p>地方ガス天然ガス化設備（次の各号の1に該当するものに限る。）</p> <p>一 天然ガス出荷導管（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第4条第1項に規定する供給区域（同法第8条第1項の規定による変更があったときは、当該変更後の供給区域。）内のガスメーターの取付数が130万個未満である同法第2条第2項に規定する一般ガス事業者（以下この項において「地方ガス事業者」という。）に対して天然ガスを供給するために敷設するガス導管（既設の当該ガス導管に代えて敷設するものを除く。）で、既設のガス導管に設置する分岐管から天然ガスの送出に係る計量器（当該計量器が地方ガス事業者との境界点に設置されない場合には、当該境界点に設置する遮断装置とする。）までの間のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の計量器、整圧器、遮断装置又は放散塔を含む。）</p> <p>二 天然ガス受入導管（地方ガス事業者がその事業の用に供する天然ガスを受け入れるために敷設するガス導管（既設の当該ガス導管に代えて敷設するものを除く。）で、前号に掲げる天然ガス出荷導管との境界点から地方ガス事業者の既設のガス導管と接続するための分岐管又は地方ガス事業者のガス製造所に設置する管理用メーターまでの間を連結するためのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の整圧器、熱量調整装置、遮断装置、管理用メーター又は放散塔を含む。）</p> <p>三 液化天然ガス貯蔵装置（地方ガス事業者の事業の用に供する液化天然ガス貯槽、気化器及び熱量調整装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の窒素ガス発生装置、窒素ガス貯槽、ガス圧縮機（液化天然ガス貯槽内で気化したガス（以下「ボイル・オフ・ガス」という。）を圧縮するためのものに限る。）、ポンプ又は配管（液化天然ガス貯槽から気化器までの間のものに限る。）を含む。）</p> <p>四 熱量変更設備（地方ガス事業者が現に供給するガスを天然ガスに変更するために変更対象地区において必要となる熱量変更用のガス導管、遮断弁、整圧器及びサテライト設備（液化天然ガス貯槽、気化器、熱量調整装置及びシャーシに限るものとし、これらと同時に設置する専用の加圧蒸発器、ボイル・オフ・ガス加温器、ミキシングタンク、付臭装置又は配管を含む。）に限る。）</p>
2	<p>多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置（ガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者の事業の用に供する液化天然ガス貯槽（その内容積が6万立方メートル以上のもので、トップフィードノズル及びボトムフィードノズル又はミキシングノズルを内蔵したのものに限る。）、気化器及び熱量調整装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の窒素ガス発生装置、窒素ガス貯槽、ガス圧縮機（ボイル・オフ・ガスを圧縮するためのものに限る。）、ポンプ又は配管（液化天然ガス貯槽から気化器までの間のものに限る。）を含む。）</p>

3	<p>天然ガス利用設備（次の各号の1に該当するものに限る。）</p> <p>一 天然ガス利用工業炉（天然ガスを燃料とする工業炉で燃焼能力が232キロワット以上のもの及び当該工業炉において発生する燃焼廃熱により当該工業炉の燃焼用空気を予熱するための熱交換機を同時に設置する場合のこれらのもの又は当該工業炉において発生する燃焼廃熱により原材料を予熱するための予熱帯が炉の加熱帯と一体となっているものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃焼制御装置、安全装置、計測装置、送風機又はポンプを含む。）</p> <p>二 天然ガス利用ボイラー（天然ガスを燃料とするボイラーでその定格蒸気発生量が毎時2トン以上のもの及び当該ボイラーにおいて発生する燃焼廃熱により当該ボイラーの燃焼用空気又は当該ボイラーに供給される水を予熱するための熱交換機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃焼制御装置、安全装置、計測装置、送風機又はポンプを含む。）</p>
4	<p>天然ガスフォークリフト（天然ガスを原動機の燃料として用いるフォークリフトに限る。）</p>
5	<p>廃棄物熱利用設備（廃棄物を燃焼させることにより発生する温水又は蒸気を熱源とするものうち、当該温水又は蒸気の採熱用熱交換器及び熱源からヒートポンプ、吸収式冷凍機又は熱交換器までの間の配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する熱媒体を供給・回収するための導管（これと同時に設置する専用の搬送ポンプ、供給制御装置又は計量装置を含む。）、管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、計量装置、貯水槽、蒸気アキュムレータ、還水槽若しくは自動調整装置を含む。）</p>
6	<p>天然ガス自動車（天然ガスのみを原動機の燃料として用いる検査済自動車（道路運送車両法第六十条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第二条第二項に規定する自動車をいう。8の項及び10の項において同じ。）に限る。）</p>
7	<p>天然ガス自動車用燃料供給設備（専ら前項に掲げる天然ガス自動車に天然ガスを供給するものうち、天然ガス圧縮機、ディスプレイ及びサクシヨンスナッパーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、液化天然ガス受入装置、貯槽、液化天然ガス払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発天然ガス処理装置、熱量調整装置、障壁、万代塀、キャノピー又は配管を含む。）</p>
8	<p>燃燃料電池自動車（原動機として燃料電池（水素と酸素との化学反応により直接電気を発生させるものに限る。）又は当該燃料電池及び蓄電装置（制動時のエネルギーの回生を行うことにより生じる電気又は当該燃料電池から生じる電気のみを蓄えるものに限る。）によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車のうち、半導体インバーター式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限る。）</p>
9	<p>燃料電池自動車用燃料供給設備（専ら前項に掲げる燃料電池自動車に水素を供給するものうち、水素ガス圧縮機又は液体水素払出装置とディスプレイとを同時に設置する場合のこれ</p>

	らのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、散水装置、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理装置、水素発生装置、水素精製装置、水素放散処理装置、不活性ガス装置、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）
10	電気自動車（原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車のうち、半導体インバーター式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限る。）
11	燃料電池設備（石油代替燃料から改質された水素又は一酸化炭素と酸素との化学反応により直接電気を発生させるもので、スタック及びその容器を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃料貯蔵設備、改質装置、加圧装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、熱交換器、水処理装置、ポンプ又は配管を含む。）

※平成 20 年度 エネ革税制 対象設備の改正内容については、平成 20 年 4 月 30 日財務省告示第 159 号（一部改正）（平成 20 年 4 月 1 日から適用）をご参照ください。

## （2）太陽光発電設備にかかる固定資産税の優遇特例措置

### ①根拠法令

地方税法附則第 15 条第 59 項

### ②対象者：新エネルギー等事業者支援対策費補助金を受けた者

### ③スキーム

新エネルギー等事業者支援対策費補助金を受けて太陽光発電設備を取得した場合、当該設備に課税される固定資産税について、最初の 3 年間の課税標準が 2/3 に軽減される。

### ④適用期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

### ⑤対象設備

太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置

### ⑥問合せ先

経済産業省電話 03-3501-1511（代表）

○資源エネルギー庁省エネルギー新エネルギー部新エネルギー対策課

詳細につきましては、上記宛お問い合わせ下さい。

財政投融资による助成措置について

2. 日本政策金融公庫

項目及び概要	金利
<p>&lt;中小：環境・エネルギー対策貸付制度&gt;</p> <p>○太陽光発電設備 ○風力発電設備 ○太陽熱利用設備                      ○温度差エネルギー熱利用設備                      ○バイオマスエネルギー（発電・熱利用・燃料製造）設備                      ○雪氷熱利用設備 ○中小水力 ○地熱（※バイナリ方式に限る）</p>	<p>特別利率③</p>
<p>○燃料電池発電設備 ○天然ガス熱電併給設備                      ○廃棄物（燃料製造・熱利用・発電）設備</p>	<p>特別利率②</p>

問い合わせ先：日本政策金融公庫各支店

## 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳について

国庫補助金等で取得した固定資産等については、法人税法第42条1項により圧縮記帳を行うことができます。

### 法人税法第42条1項

(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金その他政令で定めるこれに準ずるもの(第四十四条までにおいて「国庫補助金等」という。)の交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合(その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。)において、その固定資産につき、当該事業年度終了の時において、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

関連資料 9

新エネルギー等の種類		太陽光発電	風力発電	太陽熱利用	エネルギー温度差	発電・熱利用 バイオマス	燃料製造 バイオマス	水力発電	地熱発電	天然ガス コージェネレーション	燃料電池
土地利用の規制関連	都市計画法		○		○	◎	◎	○	○	○	
	都市再開発法				○	○				○	
	土地区画整理法					○					
	農地法		○			○		○	○		
	農業振興地域の整備に関する法律		○					○	○		
	工場立地法	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎
	道路法		▲		▲	▲		▲	▲	▲	
	道路交通法		▲		▲	▲		▲	▲	▲	
	共同溝の整備等に関する特別措置法				▲					▲	
	海岸法		○		○	○					
港湾法		○		○	○						
環境保全の関連	自然公園法		◎					◎	◎		
	森林法		○					○	○		
	砂防法		○			○		○	○		
	地すべり等防止法		○					○	○		
	都市緑地保全法					○					
	文化財保護法		○					○	○		
	鳥獣保護及び狩猟に関する法律		○			○		○	○		
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		○					○	○		
	温泉法								◎		
公害防止の関連	大気汚染防止法			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
	騒音規制法		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	振動規制法		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	悪臭防止法					◎	◎		◎		
	水質汚濁防止法					◎	◎	◎	◎		
	下水道法				○	○			○		
	河川法				○	○		◎	○		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					◎	◎				
設備の設置・保安関連	エネルギーの使用の合理化に関する法律				▲					▲	▲
	電気事業法	▲	▲		▲	▲		▲	▲	▲	▲
	熱供給事業法				○	○				○	○
	建築基準法	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	建築物における衛生的環境の確保法				▲						
	消防法	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	高圧ガス保安法			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲
	航空法		○			▲					
	電波法		○			▲					
労働安全衛生法		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

(注1) 交付申請の時点で、◎は原則手続き、又は自主の確認・評価を終えているもの。○は事前説明・内諾を終えているもの。▲は交付決定後に手続きを行うもの。

(注2) ここに掲げた関係法令は、あくまで参考として例を掲げたものであり、最終的な確認・判断は、申請者の責任において該当法令を所感する関係機関等に照会の上、行ってください。

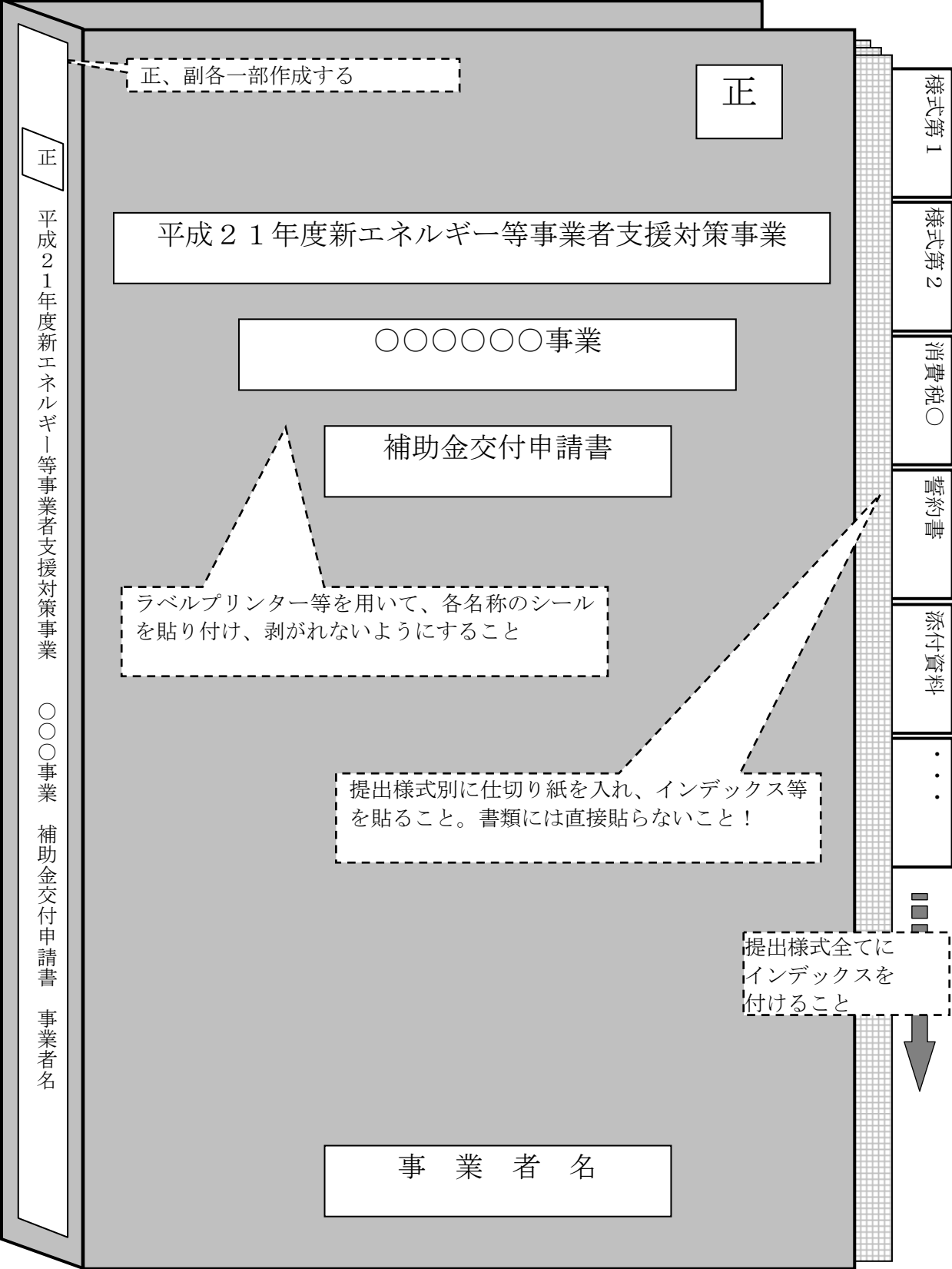
[行政手続等に係る一覧表の作成例]

関係法令名	許認可、届出等の内容	行政機関	実施期間	処理状況
(処理済) 廃・掃法	〇〇の許可 〇〇の届出	〇〇県 〇〇	〇年〇月 〇年〇月	事前了解取得  標準処理期間は 〇ヶ月
(手続中) 〇〇法	〇〇	〇〇	〇年〇月	
(未処理) 電事法	工事許可の認可	経済産業局	〇年〇月	

- ※ 新エネルギー利用等を行うに当たり、許認可、届出等の行政手続（地方公共団体の条例、地元との取決め等に基づくものを含む。）や住民への説明等の手続が必要な場合は、必要となる手続の内容全てについて、手続の進捗状況、手続の計画が把握できる資料（協議録・議事録ほか）を添付すること。なお、計画段階にある場合は、目途、スケジュール等の面で無理がないことを確認できるものであること（必要な手続が未了のものについては、行政機関等の窓口名、通常の事務処理期間、懸案事項、見通し等について記載すること。）。

提出書類の作成イメージ

(1) 提出ファイルの綴じ方



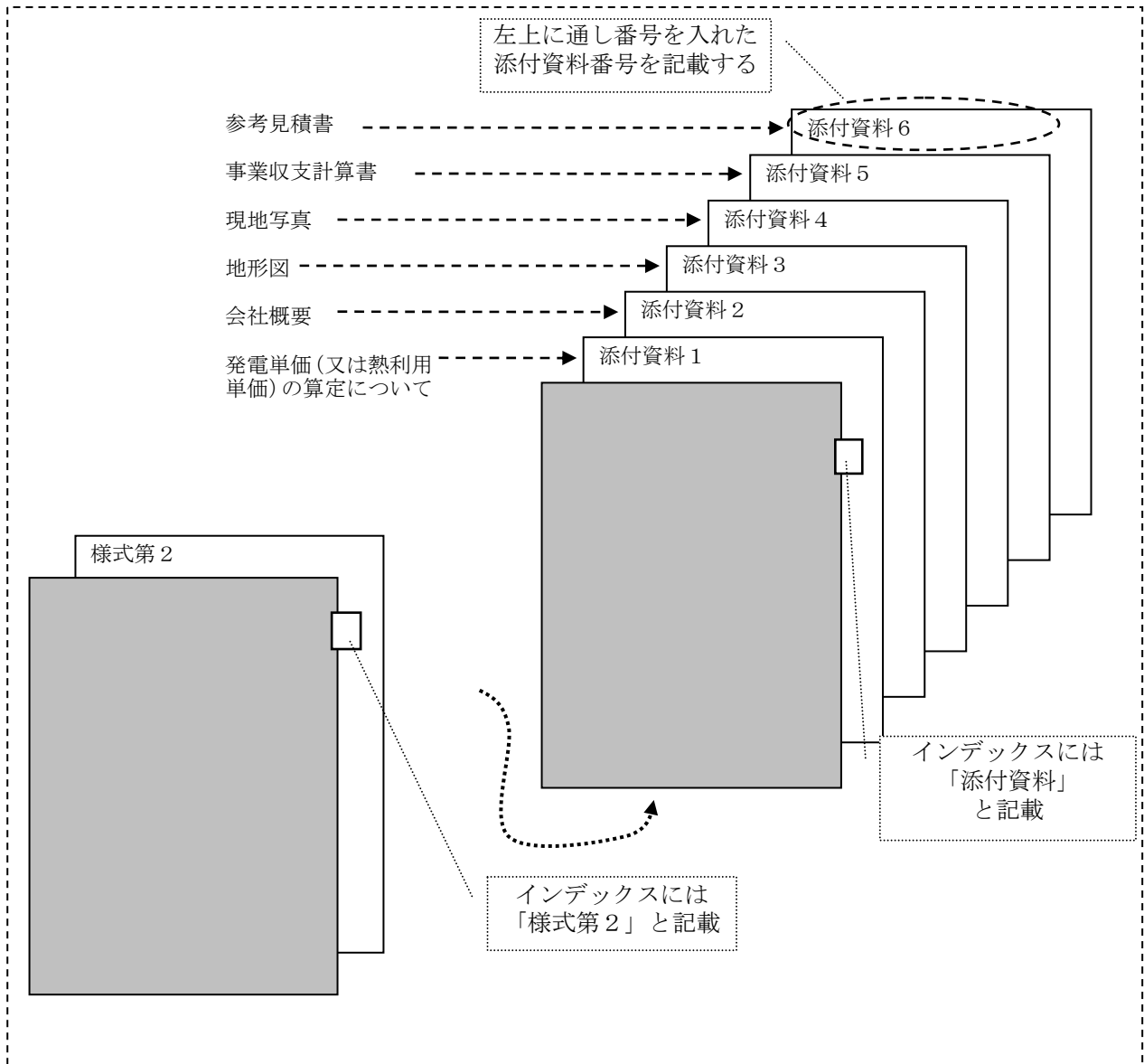
## (2) 様式と添付資料の分け方

例：太陽光発電の場合

添付資料として、

- ・発電単価（又は熱利用単価）の算定について
- ・会社概要
- ・地形図
- ・現地写真
- ・事業収支計算書
- ・参考見積書

を添付する場合。



※他の様式でも、算出根拠等の添付資料がある場合は上の例のように綴じ込んでください。

## 1 1. 交付規程

## 新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付規程

制定 平成21年4月1日 21エネ協第14号

### (目的)

第1条 この規程は、新エネルギー等事業者支援対策費補助金交付要綱（平成19・03・23財資第8号。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）が行う新エネルギー等事業者支援対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 協議会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

### (交付の対象)

第3条 協議会は、新エネルギー等の設備を導入する民間事業者等が策定した新エネルギー等の設備導入計画（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係わる事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として協議会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

3 交付の対象となる補助事業は、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、水力発電、地熱発電、天然ガスコージェネレーション、燃料電池及びマイクログロッドの設備を導入する事業とする。

### (補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の1以内とする。

### (交付の申請)

第5条 協議会は、補助金の交付を申請しようとする事業者に対し、**様式第1**による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に**様式第2**による実施計画書及びその他協議会が指示する書類を添付して、協議会が指示する期日までに提出させるものとする。

2 協議会は、事業者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）

を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定)

第6条 協議会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、**様式第3**による補助金交付決定通知書により事業者に通知するものとする。

この場合において、協議会は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 協議会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 協議会は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 協議会は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 協議会は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を事業者に通知するものとする。

#### (交付の条件)

第7条 協議会は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**様式第4**による遅延等報告書を協議会に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ協議会の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、協議会が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、協議会の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、協議会が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、協議会が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、協議会が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、協議会が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したと

きは、協議会が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (9) 補助事業者は、協議会が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、協議会の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、協議会に報告しなければならない。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、協議会の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に**様式第5**による交付申請取下げ届出書を協議会に提出しなければならない。

#### (計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ**様式第6**による計画変更承認申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次ぎに掲げる軽微な変更を除く。
    - (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。
    - (ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
  - (2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の流用増減を除く。
  - (3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
  - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 協議会は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 協議会は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、協議会が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第7による実施状況報告書により、指示する期日までに協議会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する協議会の当該会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、様式第8による補助事業実績報告書を協議会に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が協議会の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第9による補助事業年度末実績報告書を協議会に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。

(補助事業の継承)

第12条 協議会は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 協議会は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 協議会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 協議会は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

- 5 協議会は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、**様式第11**による返還報告書を提出させるものとする。
- 6 協議会は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第12**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに協議会に提出しなければならない。
- 2 協議会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
  - 3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(補助金の支払)

- 第15条 協議会は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第13**による補助金精算（概算）払請求書を協議会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 協議会は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく協議会の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 協議会は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- 4 協議会は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 協議会は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第2項の規定にもとづく補助金の返還については、第13条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

#### (加算金の計算)

- 第17条 協議会は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 協議会は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

- 第18条 協議会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

#### (財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して協議会に提出しなければならない。
  - 3 協議会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることができるものとする。

#### (財産処分の制限等)

- 第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める

期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、**様式第16**による財産処分承認申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第22条 補助事業者は、協議会が特に必要と認めて指示したときは、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、**様式第17**による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(別 記)

新エネルギー等事業者支援対策費補助金  
実施計画書の要件

- (1) 設備導入事業の内容の費用効率が高いこと。
- (2) 設備導入事業の内容が地域における取組として先進性があること。
- (3) 設備導入事業の遂行によって、当該地域のエネルギー・環境対策に貢献する見込みがあること。
- (4) 設備導入事業の実施によって、他の補助事業者に対する波及効果が見込まれること。
- (5) 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。

(別 表)

新エネルギー等事業者支援対策費補助金

補 助 対 象 経 費

費 目	内 容
設 計 費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費
設 備 費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)
工 事 費	設備導入事業の実施に必要不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費
諸 経 費	設備導入事業を行うために直接必要なその他経費 (工事負担金、管理費(職員旅費、通信費、会議費等)等)